

市 税 概 要

(令和3年度)

東 村 山 市

令和3年度市税概要 目次

I	市の概要	
	1. 位置及び面積	1
	2. 市制	1
	3. 市の形態	1
	4. 人口の推移	1
II	財政	
	1. 一般会計決算	2～3
	2. 一般会計当初予算	4～5
	3. 一般会計の歳入額における市税の割合（決算額）	6
III	事務関係	
	1. 税関係部署の事務分掌	7
	2. 組織図	8～9
IV	市税	
	1. 市税の税率の推移	10～11
	2. 市税の予算・調定・収入等の推移	12
	3. 市税の構成（決算）	13
	4. 市民一人当たりの市税	14～15
V	個人市民税	
	1. 個人市民税の概要	16～19
	2. 個人市民税所得割額の推移	20～21
	3. 個人市民税課税標準額段階別の所得割推移（所得者区分別）	22～27
	4. 個人市民税課税標準額段階別の均等割推移（所得者区分別）	26～27
	5. 個人市民税課税標準額段階別の推移（年度別）	28～33
	6. 個人市民税課税標準額段階別の推移（分離課税分の年度別）	34～39
	7. 個人市民税調定額（現年課税分）の推移	40
VI	法人市民税	
	1. 法人市民税の概要	41～42
	2. 法人市民税調定額の推移	43
VII	固定資産税・都市計画税	
	1. 固定資産税・都市計画税の概要	44～46
	2. 固定資産税・都市計画税調定額の推移	47
	3. 土地概要の推移	47
	4. 家屋概要の推移	48
	5. 償却資産の決定価格の推移	48
VIII	軽自動車税（種別割）	
	1. 軽自動車税（種別割）の概要	49～50
	2. 軽自動車税（種別割）の課税状況	51～54

IX	軽自動車税（環境性能割）	
	1. 軽自動車税（環境性能割）の概要	55～56
	2. 令和2年度 軽自動車税（環境性能割）の課税状況	56
X	市たばこ税	
	1. 市たばこ税の概要	57
	2. 市たばこ税の調定状況	58
	3. 市たばこ税の月別調定額	58
XI	徴収関係	
	1. 収納課の概要	59
	2. 市税の滞納整理状況	60～65
	3. 庶務関係	66～67

I 市の概要

1. 位置及び面積

位置: 東経139度28分05秒 北緯35度45分16秒
 面積: 17.14km²

2. 市制

昭和39年4月

3. 市の形態

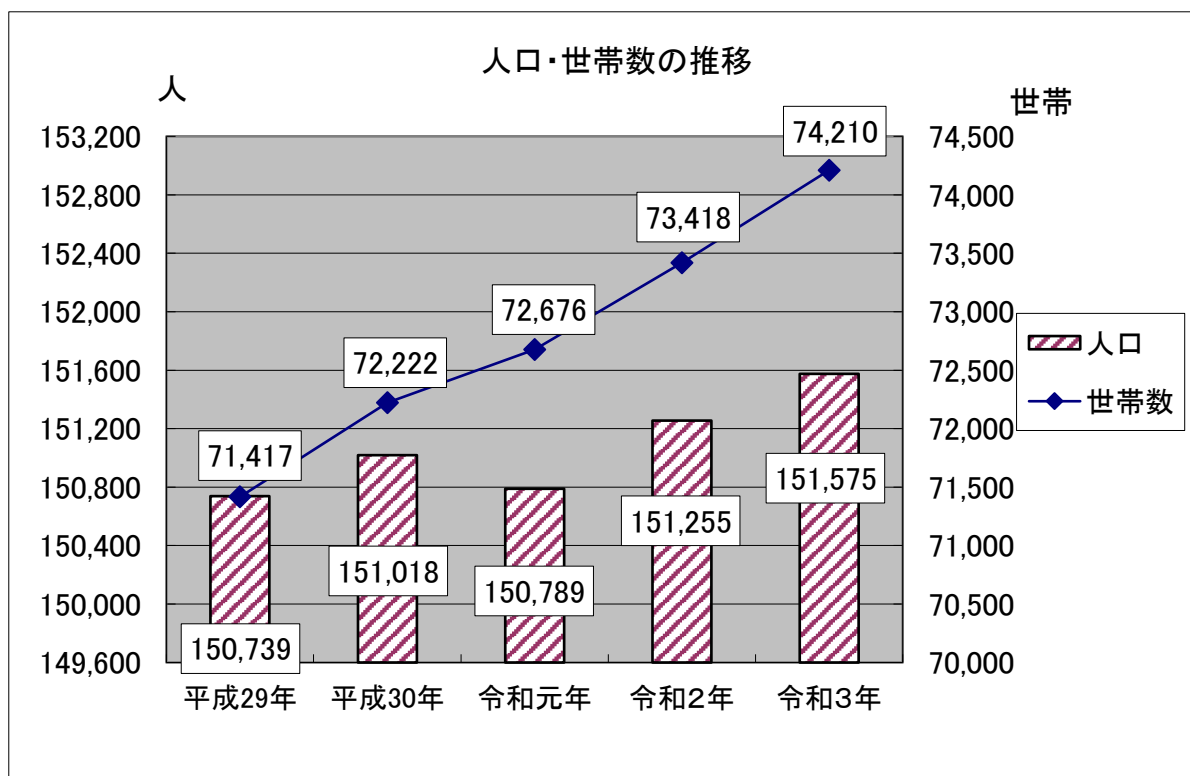
住宅都市

4. 人口の推移

(各年1月1日現在)

年次	人口				世帯数	1世帯当りの人口	人口密度
	総数	男	女	増減			
平成29年	150,739	73,814	76,925	▲ 119	71,417	2.11	8,795
平成30年	151,018	73,823	77,195	279	72,222	2.09	8,811
令和元年	150,789	73,621	77,168	▲ 229	72,676	2.07	8,797
令和2年	151,255	73,751	77,504	466	73,418	2.06	8,825
令和3年	151,575	73,841	77,734	320	74,210	2.04	8,843

※ 人口密度: 1km²あたりの人口



II 財政

1. 一般会計決算

歳入

款 別	平成28年度			29年度		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
総 額	54,382,758,728	100.0	102.5	54,757,988,499	100.0	100.7
(1) 市 税	20,511,710,145	37.7	100.2	20,926,202,310	38.2	102.0
(2) 地 方 譲 与 税	229,086,000	0.4	99.0	228,143,000	0.4	99.6
(3) 利 子 割 交 付 金	38,633,000	0.1	27.1	40,234,000	0.1	104.1
(4) 配 当 割 交 付 金	125,823,000	0.2	73.7	165,288,000	0.3	131.4
(5) 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	72,708,000	0.1	43.4	164,802,000	0.3	226.7
(6) 法 人 事 業 税 交 付 金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
(7) 地 方 消 費 税 交 付 金	2,949,661,000	5.4	88.5	2,944,287,000	5.4	99.8
(8) 自 動 車 取 得 税 交 付 金	104,201,000	0.2	100.2	130,791,000	0.2	125.5
(9) 環 境 性 能 割 交 付 金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
(10) 地 方 特 例 交 付 金	116,641,000	0.2	100.2	114,004,000	0.2	97.7
(11) 地 方 交 付 税	4,037,189,000	7.4	99.2	4,103,675,000	7.5	101.6
(12) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,386,000	0.0	85.8	14,440,000	0.0	93.9
(13) 分 担 金 及 び 負 担 金	500,176,431	0.9	106.9	525,491,951	1.0	105.1
(14) 使 用 料 及 び 手 数 料	1,060,568,680	2.0	100.8	1,066,621,318	1.9	100.6
(15) 国 庫 支 出 金	10,297,384,447	18.9	103.3	10,223,904,592	18.7	99.3
(16) 都 支 出 金	7,752,699,196	14.3	107.6	7,950,010,103	14.5	102.5
(17) 財 産 収 入	132,419,841	0.2	185.5	149,977,853	0.3	113.3
(18) 寄 附 金	59,655,146	0.1	140.4	14,116,781	0.0	23.7
(19) 繰 入 金	1,475,706,222	2.7	159.9	1,207,399,903	2.2	81.8
(20) 繰 越 金	673,677,439	1.2	141.3	717,933,952	1.3	106.6
(21) 諸 収 入	1,148,850,181	2.1	134.2	641,837,736	1.2	55.9
(22) 市 債	3,080,583,000	5.7	97.4	3,428,828,000	6.3	111.3

歳出

款 別	平成28年度			29年度		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
総 額	52,874,824,776	100.0	102.9	52,621,926,384	100.0	99.5
(1) 議 会 費	352,181,091	0.7	92.1	355,635,609	0.7	101.0
(2) 総 務 費	5,037,964,982	9.5	90.0	5,067,392,603	9.6	100.6
(3) 民 生 費	28,493,140,948	53.9	106.8	28,774,525,013	54.7	101.0
(4) 衛 生 費	3,482,412,205	6.6	97.8	3,539,044,936	6.7	101.6
(5) 労 働 費	22,669,288	0.0	100.7	22,911,528	0.0	101.1
(6) 農 林 業 費	67,534,557	0.1	89.4	113,670,817	0.2	168.3
(7) 商 工 費	109,790,383	0.2	96.6	105,574,493	0.2	96.2
(8) 土 木 費	4,516,824,047	8.5	122.0	4,166,225,604	7.9	92.2
(9) 消 防 費	1,722,747,697	3.3	96.4	1,717,634,859	3.3	99.7
(10) 教 育 費	4,899,167,066	9.3	89.8	4,635,069,882	8.8	94.6
(11) 公 債 費	4,153,321,321	7.9	104.6	4,107,733,931	7.8	98.9
(12) 諸 支 出 金	17,071,191	0.0	75.8	16,507,109	0.0	96.7
(13) 予 備 費	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0

(単位:円・%)

30年度			令和元年度			2年度		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
56,003,282,161	100.0	102.3	56,994,494,584	100.0	101.8	77,061,216,662	100.0	135.2
20,965,800,225	37.4	100.2	21,012,128,543	36.9	100.2	21,115,756,495	27.4	100.5
230,134,000	0.4	100.9	234,274,023	0.4	101.8	238,292,000	0.3	101.7
42,000,000	0.1	104.4	31,259,000	0.1	74.4	29,487,000	0.0	94.3
139,695,000	0.2	84.5	155,141,000	0.3	111.1	142,453,000	0.2	91.8
113,439,000	0.2	68.8	95,406,000	0.2	84.1	165,575,000	0.2	173.5
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	53,068,000	0.1	皆増
2,511,858,000	4.5	85.3	2,404,149,000	4.2	95.7	3,054,348,000	4.0	127.0
137,126,000	0.2	104.8	68,962,000	0.1	50.3	20,161	0.0	0.0
0	0.0	0.0	24,368,844	0.0	皆増	41,874,216	0.1	171.8
132,529,000	0.2	116.2	379,039,000	0.7	286.0	191,135,000	0.2	50.4
4,264,285,000	7.6	103.9	4,529,698,000	7.9	106.2	4,804,378,000	6.2	106.1
14,157,000	0.0	98.0	13,371,000	0.0	94.4	14,199,000	0.0	106.2
532,138,557	1.0	101.3	377,808,301	0.7	71.0	200,411,952	0.3	53.0
1,068,784,900	1.9	100.2	1,084,755,364	1.9	101.5	983,095,466	1.3	90.6
10,298,087,246	18.4	100.7	10,629,613,568	18.7	103.2	27,803,749,975	36.1	261.6
7,987,942,626	14.3	100.5	8,588,673,929	15.1	107.5	9,223,357,112	12.0	107.4
161,039,630	0.3	107.4	94,312,506	0.2	58.6	259,600,689	0.3	275.3
74,543,969	0.1	528.1	19,389,463	0.0	26.0	112,222,101	0.1	578.8
1,776,705,130	3.2	147.2	2,113,001,954	3.7	118.9	2,255,176,236	2.9	106.7
1,336,062,115	2.4	186.1	1,248,711,886	2.2	93.5	1,154,826,076	1.5	92.5
526,648,763	0.9	82.1	669,055,203	1.2	127.0	1,741,476,183	2.3	260.3
3,690,306,000	6.6	107.6	3,221,376,000	5.7	87.3	3,476,715,000	4.5	107.9

(単位:円・%)

30年度			令和元年度			2年度		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
53,754,570,275	100.0	102.2	54,839,668,508	100.0	102.0	74,149,133,870	100.0	135.2
347,979,441	0.6	97.8	354,107,651	0.6	101.8	344,962,707	0.5	97.4
5,624,761,581	10.5	111.0	5,466,695,750	10.0	97.2	21,118,190,246	28.5	386.3
28,646,160,149	53.3	99.6	29,232,414,379	53.3	102.0	29,533,339,963	39.8	101.0
3,672,597,011	6.8	103.8	3,742,602,461	6.8	101.9	4,024,306,780	5.4	107.5
22,981,528	0.0	100.3	28,429,648	0.1	123.7	23,397,897	0.0	82.3
143,599,501	0.3	126.3	136,339,764	0.2	94.9	84,718,751	0.1	62.1
105,287,720	0.2	99.7	106,986,001	0.2	101.6	401,135,206	0.5	374.9
4,357,813,434	8.1	104.6	4,938,284,466	9.0	113.3	6,941,178,584	9.4	140.6
1,741,200,821	3.2	101.4	1,793,740,840	3.3	103.0	1,700,339,539	2.3	94.8
4,946,383,575	9.2	106.7	5,028,750,708	9.2	101.7	5,960,994,188	8.0	118.5
4,123,843,046	7.7	100.4	3,995,694,004	7.3	96.9	4,000,014,064	5.4	100.1
21,962,468	0.0	133.0	15,622,836	0.0	71.1	16,555,945	0.0	106.0
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0

2. 一般会計当初予算

歳入

款 別	平成28年度			29年度		
	当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比
総 額	54,011,301	100.0	102.0	53,058,637	100.0	98.2
(1) 市 税	20,501,212	38.0	100.9	20,542,741	38.7	100.2
(2) 地 方 譲 与 税	229,000	0.4	107.0	229,000	0.4	100.0
(3) 利 子 割 交 付 金	56,000	0.1	49.1	36,000	0.1	64.3
(4) 配 当 割 交 付 金	309,000	0.6	133.2	139,000	0.3	45.0
(5) 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	183,000	0.3	128.0	93,000	0.2	50.8
(6) 法 人 事 業 税 交 付 金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
(7) 地 方 消 費 税 交 付 金	3,044,000	5.6	109.4	2,666,000	5.0	87.6
(8) 自 動 車 取 得 税 交 付 金	111,000	0.2	146.1	101,000	0.2	91.0
(9) 環 境 性 能 割 交 付 金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
(10) 地 方 特 例 交 付 金	121,000	0.2	99.2	125,000	0.2	103.3
(11) 地 方 交 付 税	4,036,500	7.5	101.7	3,962,500	7.5	98.2
(12) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	17,000	0.0	85.0	15,000	0.0	88.2
(13) 分 担 金 及 び 負 担 金	494,719	0.9	105.7	512,711	1.0	103.6
(14) 使 用 料 及 び 手 数 料	1,040,595	1.9	101.4	1,071,682	2.0	103.0
(15) 国 庫 支 出 金	9,961,906	18.4	100.0	9,707,236	18.3	97.4
(16) 都 支 出 金	7,493,990	13.9	110.4	7,473,894	14.1	99.7
(17) 財 産 収 入	63,742	0.1	117.5	111,963	0.2	175.7
(18) 寄 附 金	1,401	0.0	693.6	2,601	0.0	185.7
(19) 繰 入 金	1,516,202	2.8	116.7	1,936,670	3.7	127.7
(20) 繰 越 金	50,000	0.1	100.0	50,000	0.1	100.0
(21) 諸 収 入	1,400,534	2.6	87.3	562,539	1.1	40.2
(22) 市 債	3,380,500	6.3	91.6	3,720,100	7.0	110.0

歳出

款 別	平成28年度			29年度		
	当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比
総 額	54,011,301	100.0	100.6	53,058,637	100.0	98.2
(1) 議 会 費	359,260	0.7	102.1	358,781	0.7	99.9
(2) 総 務 費	5,307,514	9.8	100.8	5,260,866	9.9	99.1
(3) 民 生 費	28,597,970	52.9	99.3	28,242,463	53.2	98.8
(4) 衛 生 費	3,575,043	6.6	103.6	3,622,993	6.8	101.3
(5) 労 働 費	22,862	0.0	118.4	22,954	0.0	100.4
(6) 農 林 業 費	68,014	0.1	69.5	115,671	0.2	170.1
(7) 商 工 費	124,590	0.2	86.4	124,763	0.2	100.1
(8) 土 木 費	4,700,153	8.7	121.2	4,764,146	9.0	101.4
(9) 消 防 費	1,785,174	3.3	105.7	1,735,056	3.3	97.2
(10) 教 育 費	5,212,933	9.7	91.3	4,613,086	8.7	88.5
(11) 公 債 費	4,174,821	7.7	96.4	4,127,906	7.8	98.9
(12) 諸 支 出 金	32,967	0.1	73.5	19,952	0.0	60.5
(13) 予 備 費	50,000	0.1	100.0	50,000	0.1	100.0

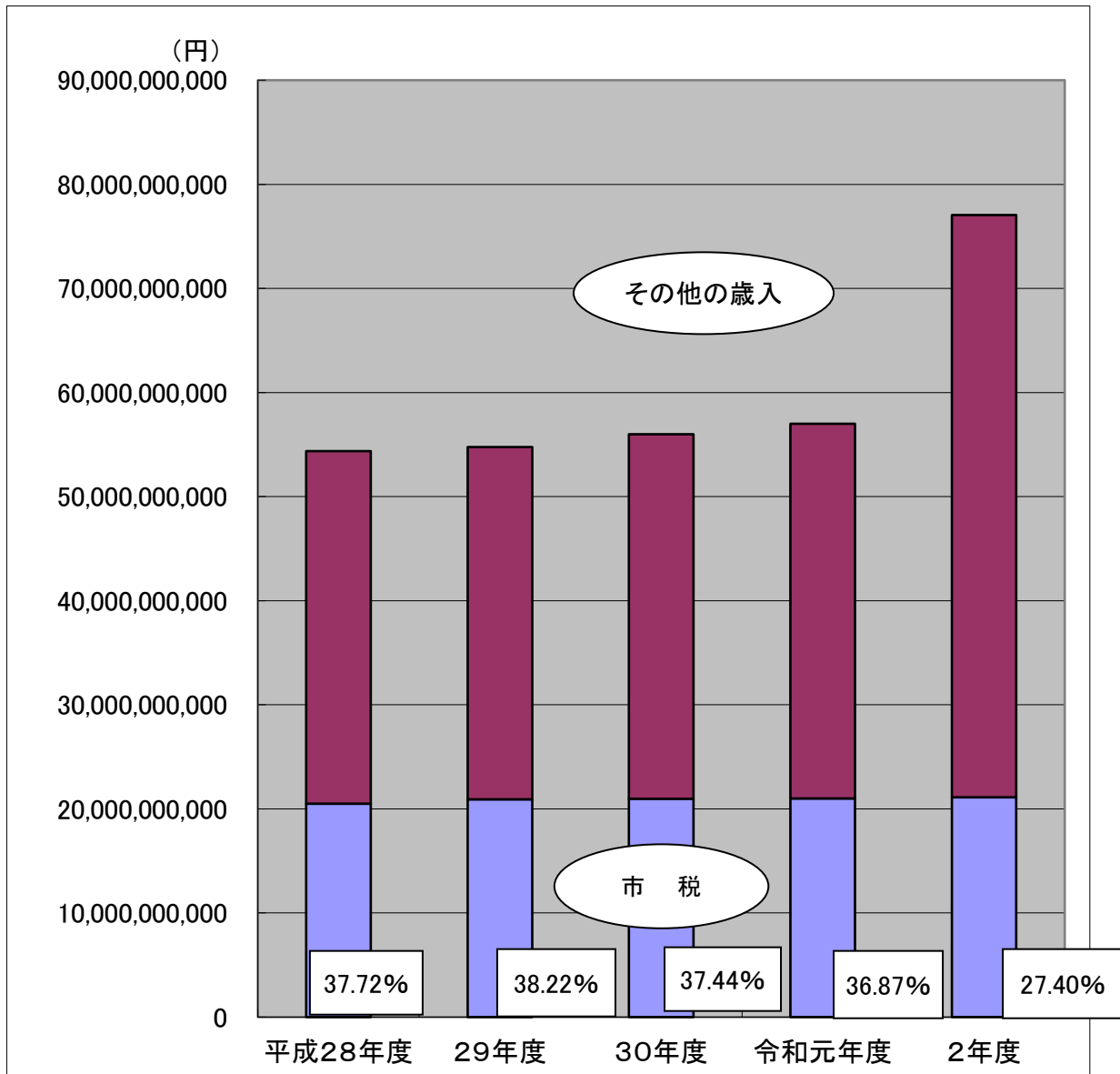
(単位:千円・%)

30年度			令和元年度			2年度		
当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比
54,245,199	100.0	102.3	55,817,645	100.0	102.9	57,539,950	100.0	103.1
20,791,358	38.3	101.2	20,996,758	37.6	101.0	21,197,955	36.8	101.0
239,000	0.4	104.4	227,600	0.4	95.2	252,760	0.4	111.1
28,000	0.1	77.8	30,000	0.1	107.1	28,000	0.0	93.3
135,000	0.2	97.1	155,000	0.3	114.8	146,000	0.3	94.2
93,000	0.2	100.0	99,000	0.2	106.5	81,000	0.1	81.8
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	49,000	0.1	皆増
2,209,000	4.1	82.9	2,305,000	4.1	104.3	2,946,000	5.1	127.8
127,000	0.2	125.7	60,000	0.1	47.2	10	0.0	0.0
0	0.0	0.0	21,000	0.0	皆増	56,000	0.1	266.7
132,000	0.2	105.6	133,000	0.2	100.8	189,000	0.3	142.1
4,010,500	7.4	101.2	4,265,500	7.6	106.4	4,606,500	8.0	108.0
15,000	0.0	100.0	15,000	0.0	100.0	14,000	0.0	93.3
528,171	1.0	103.0	392,074	0.7	74.2	219,742	0.4	56.0
1,063,303	2.0	99.2	1,048,245	1.9	98.6	1,056,876	1.8	100.8
10,363,256	19.1	106.8	10,663,457	19.1	102.9	11,100,118	19.3	104.1
7,784,927	14.3	104.2	8,419,845	15.1	108.2	8,531,131	14.8	101.3
169,248	0.3	151.2	90,672	0.2	53.6	44,011	0.1	48.5
5,936	0.0	228.2	5,411	0.0	91.2	5,241	0.0	96.9
2,199,170	4.1	113.6	2,352,015	4.2	107.0	1,552,175	2.7	66.0
50,000	0.1	100.0	50,000	0.1	100.0	50,000	0.1	100.0
572,630	1.1	101.8	790,068	1.4	138.0	1,693,731	2.9	214.4
3,728,700	6.9	100.2	3,698,000	6.6	99.2	3,720,700	6.5	100.6

(単位:千円・%)

30年度			令和元年度			2年度		
当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比
54,245,199	100.0	102.3	55,817,645	100.0	102.9	57,539,950	100.0	103.1
357,231	0.7	99.6	363,205	0.6	101.7	364,717	0.6	100.4
5,300,400	9.8	100.8	5,378,777	9.6	101.5	5,429,651	9.4	100.9
28,937,687	53.3	102.5	29,456,706	52.8	101.8	29,685,438	51.6	100.8
3,646,570	6.7	100.7	3,803,326	6.8	104.3	3,803,604	6.6	100.0
23,477	0.0	102.3	28,433	0.1	121.1	24,286	0.1	85.4
152,414	0.3	131.8	139,578	0.3	91.6	95,353	0.2	68.3
133,737	0.2	107.2	123,882	0.2	92.6	124,512	0.2	100.5
4,594,198	8.5	96.4	5,367,824	9.6	116.8	6,597,058	11.5	122.9
1,733,448	3.2	99.9	1,831,048	3.3	105.6	1,719,421	3.0	93.9
5,145,794	9.5	111.5	5,239,301	9.4	101.8	5,587,130	9.7	106.6
4,144,458	7.6	100.4	4,011,070	7.2	96.8	4,016,732	7.0	100.1
25,785	0.0	129.2	24,495	0.0	95.0	22,048	0.0	90.0
50,000	0.1	100.0	50,000	0.1	100.0	70,000	0.1	140.0

3. 一般会計の歳入額における市税の割合(決算額)



(単位:円)

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
歳入額	54,382,758,728	54,757,988,499	56,003,282,161	56,994,494,584	77,061,216,662
市税	20,511,710,145	20,926,202,310	20,965,800,225	21,012,128,543	21,115,756,495
その他の歳入	33,871,048,583	33,831,786,189	35,037,481,936	35,982,366,041	55,945,460,167

Ⅲ. 事務関係

1. 税関係部署の事務分掌

〈令和3年4月1日 現在〉

部	課	係	所掌事務		
市 民 部	税 課	庶務係	(1) 税制に関すること。 (2) 軽自動車税の賦課及び減免に関すること。 (3) 法人に係る市民税の賦課及び減免に関すること。 (4) 市たばこ税の賦課に関すること。 (5) 諸税に関する証明及び報告に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。		
		市民税係	(1) 個人の市・都民税の賦課及び減免に関すること。 (2) 賦課資料の調査に関すること。 (3) 課税台帳等の整理保管に関すること。 (4) 市民税の証明に関すること。		
		土地係	(1) 土地の評価に関すること。 (2) 土地に係る固定資産税、都市計画税の賦課及び減免に関すること。 (3) 土地課税台帳及び名寄帳等の整備保管に関すること。 (4) 特別土地保有税の賦課に関すること。 (5) 国有資産等所在市町村交付金(土地)の報告及び交付請求に関すること。 (6) 土地に係る不動産取得税の報告に関すること。 (7) 固定資産税関係証明(土地)及び課税台帳(土地)の閲覧等に関すること。		
		家屋償却資産係	(1) 家屋の評価に関すること。 (2) 家屋に係る固定資産税、都市計画税の賦課及び減免に関すること。 (3) 家屋課税台帳等及び家屋調査表等の整備保管に関すること。 (4) 国有資産等所在市町村交付金の報告及び交付請求に関すること。 (5) 家屋に係る不動産取得税の報告に関すること。 (6) 償却資産に関すること。 (7) 固定資産税(償却資産)の賦課及び減免に関すること。 (8) 償却資産課税台帳の整備保管に関すること。 (9) 固定資産税関係証明及び課税台帳の閲覧等に関すること。		
		収 納 課	収納対策係	(1) 現年課税分の収納対策に関すること。 (2) 市税、国民健康保険税の催告、財産調査等の滞納整理に関すること。 (3) 納税意識の向上に関すること。 (4) 収納対策に係る庶務管理に関すること。	
			機動整理係	(1) 市税、国民健康保険税の滞納整理に関すること。 (2) 交付要求に関すること。 (3) 徴収猶予の取扱いに関すること。 (4) 納付受託に関すること。 (5) 滞納整理に係る庶務管理に関すること。	
			管理係	(1) 市税、国民健康保険税(これらに係る税外収入を含む。以下同じ。)の収納管理及び国有資産税等所在市町村交付金の歳入経理に関すること。 (2) 市税、国民健康保険税の督促及び過誤納金還付充当に関すること。 (3) 市税、国民健康保険税の歳入予算及び決算に関すること。 (4) 市税、国民健康保険税の徴収実績報告及び統計に関すること。 (5) 納税証明に関すること。 (6) 市税、国民健康保険税の口座振替に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。	
				債権管理担当	(1) 後期高齢者医療保険料、介護保険料等の滞納繰越分の整理に関すること。

2. 組織図

〈令和3年4月1日 現在〉

市長	副市長	経営政策部	秘書広報課	秘書係・広報広聴係
			企画政策課	企画政策担当
			経営改革課	行革推進係・公民連携推進係
			公共施設マネジメント課	施設再生推進担当・企画調整担当・資産管理担当
			財政課	財政担当
			情報政策課	情報推進担当・ICT推進担当
		総務部	総務課	総務・文書係・情報公関係 庁舎管理係・統計係
			人事課	人事係・人材育成係 福利厚生係・安全衛生係
			営繕課	建築営繕係
			契約課	契約検査係
			法務課	法務係・法制係
			行政不服審査制度担当	
		地域創生部	産業振興課	農産振興係・商工振興係
			シティセールス課	シティセールス係 サンパルネ産業・観光案内コーナー
			東京2020オリンピック・パラリンピック推進課	東京2020オリンピック・パラリンピック担当
			市民スポーツ課	振興係・施設係
		市民部	市民課	市民係・戸籍係・地域サービス窓口係
			市民協働課	協働運営係・計画調整担当
			市民相談・交流課	市民相談係・男女共同参画推進係 多文化共生係
			課税課	庶務係・市民税係・土地係 家屋償却資産係
			収納課	管理係・収納対策係・機動整理係 債権管理担当
		防災安全部	防災防犯課	防災係・消防係・防犯係・計画担当
		健康福祉部	地域福祉推進課	調整担当・計画担当・検査担当
			生活福祉課	管理係・保護第1係・保護第2係 保護第3係・保護第4係
			自立相談課	相談第1係・相談第2係
			介護保険課	企画保険料係・認定係・給付指導係
			障害支援課	事業係・支援第1係・支援第2係・給付係
			健康増進課	庶務・保健係・健康寿命推進係・事業係 高齢者支援係・感染症対策担当
			保険年金課	国保給付係・国保税係・高齢者医療係 年金係・医療費適正化担当

		子ども家庭部	子ども政策課	子ども政策担当
			子ども保健・給付課	事業係・母子保健係・手当係
			子ども家庭支援センター	相談支援係
			保育幼稚園課	庶務・幼稚園係・給付係・認定係
			地域子育て課	地域支援係・地域担当・第一保育園 第三保育園・第四保育園・第五保育園 第七保育園
			児童課	管理係・運営体制計画推進担当 本町児童館・栄町児童館・富士見児童館 北山児童館・秋津児童館
		環境資源循環部	廃棄物総務課	庶務係・管理係
			ごみ減量推進課	事業係・減量指導係
			施設課	施設係
			秋水園施設整備課	施設整備計画係
			環境保全課	生活環境係・環境政策担当
		まちづくり部	都市計画・住宅課	計画調整係・開発指導係・住宅係
			まちづくり推進課	まちづくり担当
			交通課	交通企画係・交通事業係・交通安全係
			市街地整備課	工事第1係・工事第2係
			用地課	用地第1係・用地第2係・用地第3係
			みどりと公園課	みどりの係・公園係
			道路河川課	路政係・管理係・河川橋梁係・境界係 維持補修係
			下水道課	庶務係・施設係
教育委員会	教育長	教育部	教育政策課	教育総務係・ICT・計画調整係
			学務課	学務係・給食係・施設係・環境整備係
			指導課	指導係・教職員係・学校保健係・指導主事
			子ども・教育支援課	特別支援教育係・子ども相談係
			社会教育課	社会教育係・生涯学習係
			図書館	運営係・奉仕係・調査資料係・萩山図書館 秋津図書館・廻田図書館・富士見図書館
			公民館	庶務係・事業係・萩山公民館・秋津公民館 富士見公民館・廻田公民館
			小・中学校	化成・回田・大岱・秋津・八坂・萩山・南台 久米川・東萩山・青葉・北山・秋津東 野火止・久米川東・富士見 第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七
			ふるさと歴史館	庶務係・文化財係
東村山市議会			議会事務局	庶務係・議事係
会計管理者			会計課	審査係・会計係
選挙管理委員会			選挙管理委員会事務局	選挙係
監査委員			監査委員事務局	監査係・調査係

IV 市税

1. 市税の税率の推移

税目		区分		課税標準			税率	
							平成29年度	
市 民 税	個人	均等割				3,500円		
		所得割	前年の所得金額			6%		
	法人	均等割	資本金等の額と市内従業者数による	50人超	50億円超		3,000,000円	
					10億円超～50億円以下		1,750,000円	
					1億円超～10億円以下		400,000円	
					1千万円超～1億円以下		150,000円	
				50人以下	1千万円以下		120,000円	
					10億円超		410,000円	
					1億円超～10億円以下		160,000円	
					1千万円超～1億円以下		130,000円	
	法人税割	法人税額	資本金1億円以上		12.1%			
資本金1億円未満			9.7%					
固定資産税		固定資産価格			1.40%			
軽 自 動 車 税	種別割	原動機付自転車	50cc以下		1 台 に つ き	2,000円		
			ミニカー			3,700円		
			50cc超90cc以下			2,000円		
			90cc超125cc以下			2,400円		
		小型特殊自動車	農耕作業用			2,400円		
			その他			5,900円		
		二輪の小型自動車				6,000円		
		軽自動車	二輪			3,600円		
			三輪					
			四輪	乗用		自家用		
	貨物			自家用				
		乗用	営業用					
		貨物	営業用					
環境性能割		三輪以上の軽自動車の通常の取得価額			—			
市たばこ税		売り渡し等をした製造たばこの本数		その他	5,262円/千本			
				旧3級品	3,355円/千本			
特別土地保有税 (平成15年度より新たな課税を停止)		保有分			1.40%			
		取得分			3.00%			
都市計画税		土地・家屋の価格			0.29%			

※税額の詳細は、「Ⅷ軽自動車税(種別割)」(2)税額欄を参照。

税 率			
30年度	令和元年度	2年度	3年度
3,500円	3,500円	3,500円	3,500円
6%	6%	6%	6%
3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円
1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円
400,000円	400,000円	400,000円	400,000円
150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
120,000円	120,000円	120,000円	120,000円
410,000円	410,000円	410,000円	410,000円
160,000円	160,000円	160,000円	160,000円
130,000円	130,000円	130,000円	130,000円
50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
12.1%	12.1% ※1	8.4%	8.4%
9.7%	9.7% ※2	6.0%	6.0%
1.40%	1.40%	1.40%	1.40%
2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
3,700円	3,700円	3,700円	3,700円
2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
5,900円	5,900円	5,900円	5,900円
6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
3,600円	3,600円	3,600円	3,600円
※ 税額の詳細は、「Ⅷ軽自動車税(種別割)」(2)税額欄を参照。			
※ 税率の詳細は、「Ⅸ軽自動車税(環境性能割)」(2)税率欄を参照。			
—	—	—	—
5,262円/千本 ※3	5,692円/千本	5,692円/千本 ※5	6,122円/千本 ※6
4,000円/千本	4,000円/千本 ※4		
1.40%	1.40%	1.40%	1.40%
3.00%	3.00%	3.00%	3.00%
0.29%	0.29%	0.29%	0.28%

※1 令和元年10月1日以後に開始する事業年度の申告は8.4%

※2 令和元年10月1日以後に開始する事業年度の申告は6.0%

※3 平成30年10月1日以後は5,692円

※4 令和元年10月1日以後は5,692円

※5 令和2年10月1日以後は6,122円

※6 令和3年10月1日以後は6,552円

2. 市税の予算・調定・収入等の推移

(単位:円)

平成 28 年度		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	市民税	10,041,450,000	10,476,134,710	10,038,035,214	94,098,722	347,616,062
	固定資産税	7,882,305,000	8,037,693,517	7,898,835,225	27,649,332	112,476,684
	軽自動車税	130,722,000	131,957,436	124,112,103	1,142,434	6,793,799
	市たばこ税	725,359,000	729,206,450	729,206,450	0	0
	都市計画税	1,721,376,000	1,754,904,570	1,721,521,153	6,557,646	27,131,747
	合計	20,501,212,000	21,129,896,683	20,511,710,145	129,448,134	494,018,292
	前年比(%)	100.20	100.18	100.21	297.71	83.53

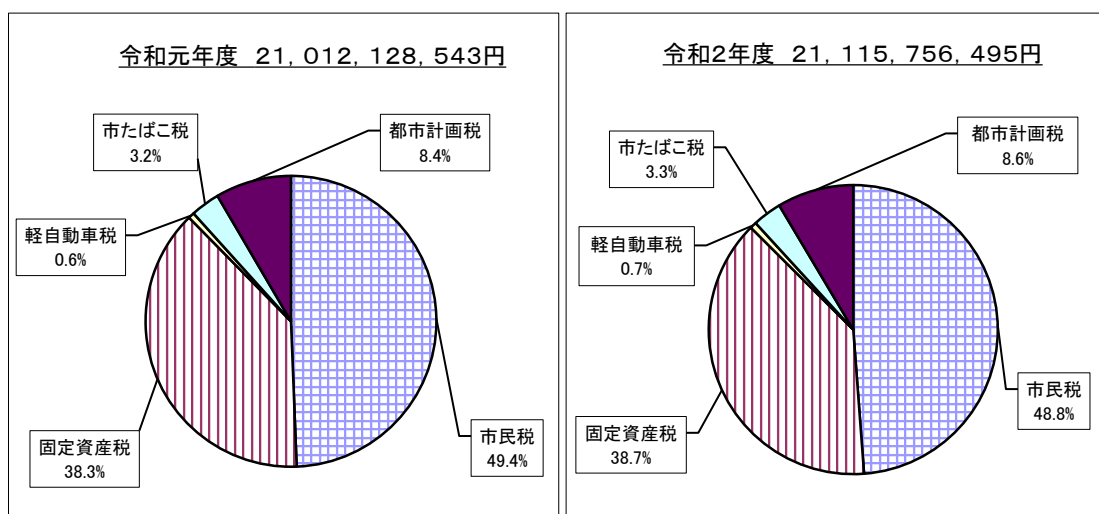
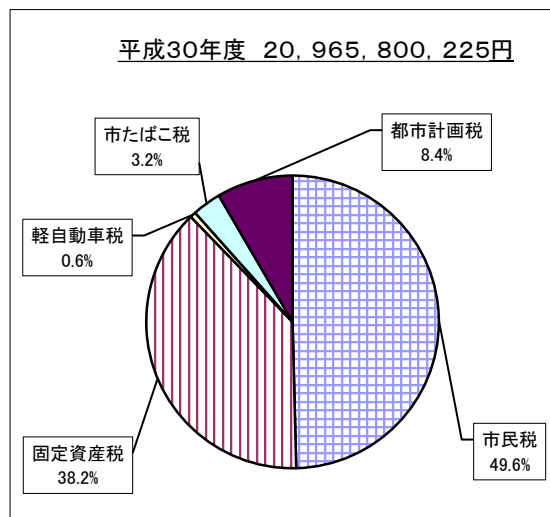
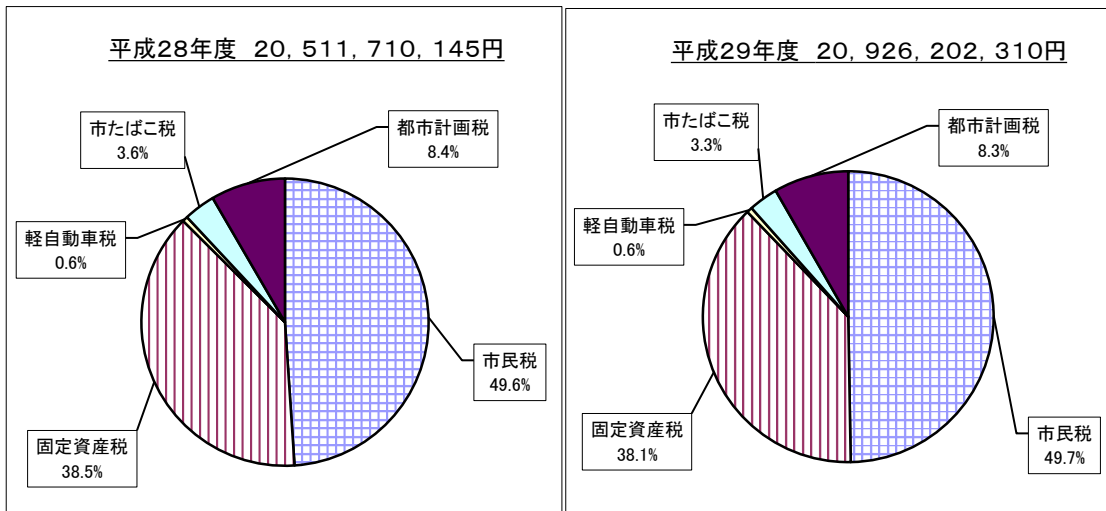
29 年度		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	市民税	10,351,596,000	10,758,360,463	10,406,069,237	76,802,402	280,871,572
	固定資産税	7,982,921,000	8,073,417,869	7,968,253,890	6,794,552	98,883,216
	軽自動車税	130,187,000	137,362,699	129,979,260	953,097	6,492,742
	市たばこ税	687,162,000	682,374,236	682,374,236	0	0
	都市計画税	1,743,213,000	1,764,883,662	1,739,525,687	1,639,584	23,842,202
	合計	20,895,079,000	21,416,398,929	20,926,202,310	86,189,635	410,089,732
	前年比(%)	101.92	101.36	102.02	66.58	83.01

30 年度		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	市民税	10,296,538,000	10,670,306,490	10,398,935,328	61,626,091	216,485,720
	固定資産税	7,997,744,000	8,086,373,272	7,999,659,001	10,055,669	77,452,172
	軽自動車税	135,696,000	142,570,842	136,037,226	979,202	5,678,914
	市たばこ税	664,718,000	668,757,637	668,760,977	0	0
	都市計画税	1,762,057,000	1,783,490,546	1,762,407,693	2,439,564	18,835,814
	合計	20,856,753,000	21,351,498,787	20,965,800,225	75,100,526	318,452,620
	前年比(%)	99.82	99.70	100.19	87.13	77.65

令和 元 年度		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	市民税	10,367,801,000	10,607,799,062	10,375,198,240	23,531,356	215,658,778
	固定資産税	8,056,678,000	8,130,637,480	8,038,347,638	4,772,355	88,934,423
	軽自動車税	142,808,000	149,264,114	142,841,182	596,745	5,934,587
	市たばこ税	673,274,000	682,304,541	682,304,541	0	0
	都市計画税	1,777,888,000	1,795,820,506	1,773,436,942	1,157,483	21,569,740
	合計	21,018,449,000	21,365,825,703	21,012,128,543	30,057,939	332,097,528
	前年比(%)	100.78	100.07	100.22	40.02	104.28

2 年度		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	市民税	10,286,621,000	10,545,086,787	10,304,911,816	18,927,677	225,282,494
	固定資産税	8,160,577,000	8,267,348,123	8,164,611,293	4,344,140	99,305,511
	軽自動車税	153,054,000	159,437,058	153,937,481	485,232	5,101,645
	市たばこ税	695,216,000	686,485,279	686,485,279	0	0
	都市計画税	1,805,152,000	1,830,729,640	1,805,810,626	1,052,792	24,087,442
	合計	21,100,620,000	21,489,086,887	21,115,756,495	24,809,841	353,777,092
	前年比(%)	100.39	100.58	100.49	82.54	106.53

3. 市税の構成(決算)



※ 各年度歳入歳出決算書による

4. 市民一人当たりの市税

令和2年度 市税決算額(一人当たり額) (26市)

都市	住基人口 R3.1.1現在 (人)	市民税				固定資産税 (円)	順位 (位)
		個人 (円)	順位 (位)	法人 (円)	順位 (位)		
八王子	561,828	65,813	17	7,527	8	64,825	12
立川	184,577	73,793	12	20,373	1	96,857	2
武蔵野	147,643	123,565	1	18,996	2	112,308	1
三鷹	190,126	96,730	2	6,823	13	77,305	7
青梅	132,145	58,570	24	6,620	14	64,071	15
府中	260,255	78,902	8	16,533	4	85,804	5
昭島	113,552	63,826	19	12,548	5	77,402	6
調布	237,815	89,799	5	17,548	3	72,039	9
町田	429,152	72,604	15	7,043	12	62,195	17
小金井	123,828	89,526	6	5,142	19	62,000	18
小平	195,543	74,171	11	5,264	18	62,374	16
日野	187,027	72,768	13	7,479	9	64,361	13
国分寺	126,862	93,295	4	7,346	10	66,315	11
国立	76,371	95,143	3	8,406	7	76,069	8
福生	57,024	60,555	23	4,881	20	56,105	22
狛江	83,268	82,516	7	3,934	26	51,862	25
東大和	85,317	63,654	21	6,061	16	61,707	19
清瀬	74,905	61,985	22	4,664	22	49,872	26
東久留米	117,007	66,373	16	4,618	23	59,039	21
武蔵村山	72,023	53,538	26	6,541	15	64,276	14
多摩	148,479	72,671	14	12,262	6	95,601	3
稲城	92,262	78,713	9	4,844	21	68,312	10
羽村	54,725	65,385	18	7,145	11	88,120	4
あきる野	80,221	56,961	25	4,338	24	55,605	23
西東京	206,047	75,702	10	5,766	17	59,291	20
東村山	151,575	63,689	20	4,297	25	53,865	24
合計	4,189,577	1,950,247		216,999		1,807,580	
26市平均	161,138	75,010		8,346		69,522	

※ 令和2年度決算統計資料による。

※ 八王子、武蔵野、三鷹、青梅、町田、あきる野市は
その他の税(事業所税、入湯税等)が合計に含まれている。

軽自動車税 (円)	順位 (位)	市たばこ税 (円)	順位 (位)	都市計画税 (円)	順位 (位)	その他 (円)	順位 (位)	合計 (円)	順位 (位)
1,431	6	5,551	8	12,651	13	3,731	2	161,528	14
1,114	10	6,355	5	16,902	3	0	7	215,394	2
367	26	5,362	9	18,381	1	4,295	1	283,274	1
566	24	4,085	25	14,214	7	2,269	3	201,992	4
2,212	3	6,132	6	11,603	20	23	6	149,231	20
758	18	4,977	16	12,971	12	0	7	199,946	5
1,232	8	6,422	4	13,809	9	0	7	175,239	11
578	22	5,129	12	13,766	10	0	7	198,858	6
1,152	9	5,076	14	11,326	23	1,984	4	161,380	15
527	25	4,043	26	15,032	6	0	7	176,270	10
783	17	4,147	24	12,186	16	0	7	158,924	16
964	14	4,464	22	13,638	11	0	7	163,675	13
604	21	5,179	10	15,368	4	0	7	188,107	8
666	19	5,094	13	16,929	2	0	7	202,307	3
1,814	5	7,043	2	10,696	25	0	7	141,094	23
571	23	4,352	23	11,810	19	0	7	155,046	18
1,382	7	5,978	7	11,600	21	0	7	150,382	19
1,035	11	4,820	18	9,873	26	0	7	132,249	26
1,010	13	4,949	17	11,514	22	0	7	147,501	21
2,260	2	6,771	3	12,305	15	0	7	145,691	22
866	15	5,073	15	11,849	18	0	7	198,322	7
854	16	4,658	20	13,977	8	0	7	171,358	12
1,963	4	7,049	1	15,316	5	0	7	184,979	9
2,719	1	5,175	11	10,796	24	84	5	135,678	25
632	20	4,675	19	12,307	14	0	7	158,372	17
1,016	12	4,529	21	11,914	17	0	7	139,309	24
29,076		137,088		342,733		12,386		4,496,106	
1,118		5,273		13,182		476		172,927	

V 個人市民税

1. 個人市民税の概要

個人の市民税と都民税は合わせて「個人住民税」（以下「住民税」と呼ばれています。住民税は、所得金額に関係なく定額で課税される「均等割」と前年の所得金額に応じて課税される「所得割」からなっています。

(1) 納税義務者

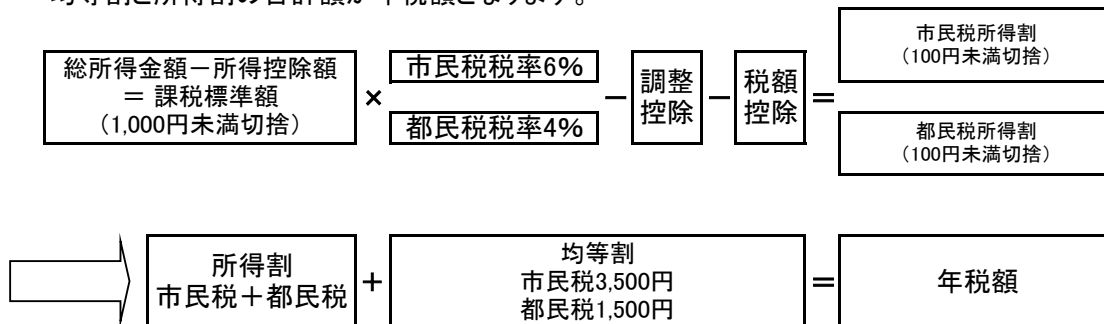
- ① 1月1日現在、本市に住所を有する個人に均等割と所得割が課税されます。
- ② 当市内に住所を有しない個人であっても、当市内に事務所または家屋敷を有する個人には均等割が課税されます。

(2) 税率

- ① 均等割：市民税均等割 3,500円 ・ 都民税均等割 1,500円
- ② 所得割：市民税税率 6% ・ 都民税税率 4%

(3) 税額の計算(総所得分)

均等割と所得割の合計額が年税額となります。



(4) 所得金額

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公社債、預貯金の利子など	(収入金額)
配当所得	株式や出資の配当など	(収入金額) - (元本取得のための負債の利子)
不動産所得	地代、家賃など	(総収入金額) - (必要経費)
事業所得	農業、商業など事業から生じる所得	(総収入金額) - (必要経費)
給与所得	サラリーマンの給料など	(収入金額) - (給与所得控除額)
譲渡所得	不動産及び株式等以外の資産の譲渡による所得	(総収入金額) - (取得費 + 譲渡費用) - (特別控除額)
一時所得	クイズの賞金など	(総収入金額) - (その収入を得るために支出した金額) - (特別控除額)
雑所得	他の所得にあてはまらないもの(公的年金、その他)	公的年金・・・(公的年金等の収入金額) - (公的年金等控除額) その他・・・(総収入金額) - (必要経費)

山林所得	山林の伐採や立ち木を売ったときの所得	(総収入金額) - (必要経費) - (特別控除額)
退職所得	退職手当、一時恩給など	{(収入金額) - (退職所得控除額)} × 1/2
土地・建物等の譲渡所得	土地や建物などを譲渡したときの所得	(総収入金額) - (取得費 + 譲渡費用) - (特別控除額)
株式等の譲渡所得等	株式・転換社債等を譲渡したときの所得	(総収入金額) - (取得原価 + 諸費用等)
先物取引等に係る雑所得	商品先物取引及び有価証券等先物取引による事業所得、雑所得、譲渡所得で一定のもの	(純利益)
上場株式等の配当所得	上場株式等の配当など	(収入金額) - (元本取得のための負債の利子)

※ 退職所得については、原則として他の所得と分離して、退職により所得の発生した年に課税する現年分離課税主義をとっています。

※ 株式等の譲渡所得のうち、源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡所得については、住民税株式等譲渡所得割が特別徴収の方法により徴収されます。住民税株式等譲渡所得割が特別徴収された上場株式等の譲渡所得については、確定申告を行う必要はありません。

※ 上場株式等の配当等については、特別徴収のほか、総合課税(配当控除の適用あり)又は申告分離課税(配当控除の適用なし)を選択することが可能です。ただし、申告する上場株式等の配当等については、その全額について総合課税を選択するか、それとも申告分離課税を選択するかを統一する必要があります。

(5) 所得控除

控除の種類	控除額
雑損控除	(1)か(2)のうち多い額 (1) 損失額 - 総所得金額等 × 10% (2) 災害関連支出の金額 - 50,000円
医療費控除	(支払った医療費 - 保険等により補てんされた額) - [(総所得金額等 × 5%) 又は 10万円のいずれか低い金額] (控除限度額 200万円)
セルフメディケーション税制	(特定一般用医薬品等購入費 - 保険等により補てんされた額) - 12,000円 (控除限度額 88,000円) ※ 医療費控除と併用不可。
社会保険料控除	支払った額
小規模企業共済等掛金控除	支払った額
生命保険料控除	「一般の生命保険料」・「個人年金保険料」・「介護医療保険料」ごとに次のとおり計算します。 (1) 契約日が平成23年12月31日以前契約の「一般の生命保険料」・「個人年金保険料」に対して支払った保険料の金額が ア 15,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ 15,000円超40,000円以下の場合…支払った保険料 × 1/2 + 7,500円 ウ 40,000円超70,000円以下の場合…支払った保険料 × 1/4 + 17,500円 エ 70,000円超の場合……………35,000円 (各々の上限) (2) 契約日が平成24年1月1日以降契約の「一般の生命保険料」・「個人年金保険料」・「介護医療保険料」に対して支払った保険料の金額が ア 12,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ 12,000円超32,000円以下の場合…支払った保険料 × 1/2 + 6,000円 ウ 32,000円超56,000円以下の場合…支払った保険料 × 1/4 + 14,000円 エ 56,000円超の場合……………28,000円 (各々の上限) (3) 複数の保険料の支払があった場合は次のとおり計算します。 「一般の生命保険料控除額」 + 「個人年金保険料控除額」 + 「介護医療保険料控除額」(最高限度額 70,000円)

地震保険料控除	(1) 支払った地震保険料の1/2 (上限 25,000円) ※ 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、改正前の損害保険料控除が適用されます。 (2) 支払った長期損害保険料の金額が ア 5,000円以下の場合……支払った保険料の全額 イ 5,000円超15,000円以下の場合……支払った保険料×1/2+2,500円 ウ 15,000円超の場合……10,000円(旧長期の上限) (3) 両方の保険料の支払があった場合は次のとおり計算します。 (1)+(2) (最高限度額 25,000円)
障害者控除	本人・控除対象配偶者及び扶養親族1人につき……26万円 (特別障害者の場合……30万円) (同居特別障害者の場合……53万円)
寡婦・ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下かつ、昨年末時点で婚姻もしくは事実上婚姻関係にない方で、次のいずれかに該当する方 【寡婦控除】 夫と死別した、または生死不明の場合。夫と離婚し再婚していない方で子以外の扶養親族がいる場合……26万円 【ひとり親控除】 婚姻歴や性別にかかわらず、扶養親族である子を有する場合……30万円
勤労学生控除	本人が勤労学生である場合……26万円
扶養控除	(1) 一般の扶養親族 (16歳以上で下記の(2)(3)以外の扶養親族)……33万円 (2) 特定扶養親族(19歳以上23歳未満の扶養親族)……45万円 (3) 70歳以上の扶養親族……38万円 (4) 70歳以上の同居の親等……45万円 ※16歳未満の扶養親族は扶養控除(33万円)の対象にはなりませんが、非課税基準の算定においては人数に含まれます。また障害者の場合、障害者控除の部分については控除が適用されます。
基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下……43万円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下……29万円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下……15万円 合計所得金額が2,500万円超……適用無し
所得金額調整控除	下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。 (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合 1 特別障害者に該当する 2 年齢23歳未満の扶養親族を有する 3 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する 控除額=(給与等の収入額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円)×10% (2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円超の場合 控除額={給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)}-10万円

納税義務者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般(70歳未満の配偶者)	33万円	22万円	11万円
	老人(70歳以上の配偶者)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	38万円超85万円以下	33万円	22万円	11万円
	85万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	

(6) 調整控除

所得税と住民税の人的控除の差による税負担の増加を調整するための控除で、住民税の所得割が対象となります。ただし、合計所得金額2,500万円超の方は適用されません。

- ・ 住民税の合計課税所得金額が200万円以下の方の場合、次のア・イのいずれか少ない方の金額の5%（市民税3%・都民税2%）
 - ア 所得税と住民税の人的控除の差の合計額
 - イ 住民税の合計課税所得金額
- ・ 住民税の合計課税所得金額が200万円超の方の場合、次のアからイを控除した金額の5%（市民税3%・都民税2%）
 - （ ※ アからイを控除した金額が5万円未満の場合は2,500円 ）
 - ア 所得税と住民税の人的控除の差の合計額
 - イ 住民税の合計課税所得金額から200万円を控除した額

(7) 税額控除

税額を算出した後にその税額から差し引く額のこと、配当控除、外国税額控除、住宅借入等特別税額控除、寄附金税額控除（寄附金控除は平成21年度から税額控除に改正）及び配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除があります。

(8) 徴収の方法

- ① 普通徴収・・・ 徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収することをいいます。
- ② 特別徴収・・・ 地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいいます。給与の支払者を特別徴収義務者とする給与からの特別徴収の方法と、公的年金の支払者を特別徴収義務者とする公的年金からの特別徴収の方法（平成21年度から適用）があります。

(9) 住民税の納期

- ① 普通徴収については、6月、8月、10月、翌年1月の4回となります。
- ② 特別徴収については、特別徴収義務者が各月で徴収したものを翌月10日までに納入します。

2. 個人市民税所得割額の推移

年度	種別 区分	納税義務者数		総所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額
		人数(人)	構成比(%)				
平成 29 年度	給与所得者	54,603	79.43	191,286,822	64,971,997	126,314,825	7,576,645
	営業等所得者	2,866	4.17	9,838,370	3,112,010	6,726,360	403,463
	農業所得者	9	0.01	22,777	8,221	14,556	873
	その他の所得者	11,269	16.39	25,668,592	10,476,358	15,192,234	911,069
	合計	68,747	100.00	226,816,561	78,568,586	148,247,975	8,892,050
30 年度	給与所得者	55,545	79.82	194,884,301	66,587,762	128,296,539	7,695,454
	営業等所得者	2,872	4.13	9,980,317	3,156,472	6,823,845	409,316
	農業所得者	8	0.01	18,100	6,678	11,422	686
	その他の所得者	11,163	16.04	24,777,133	10,326,748	14,450,385	866,571
	合計	69,588	100.00	229,659,851	80,077,660	149,582,191	8,972,027
令和 元 年度	給与所得者	56,526	80.04	198,837,224	67,932,485	130,904,739	7,851,892
	営業等所得者	2,925	4.14	10,075,764	3,232,412	6,843,352	410,482
	農業所得者	6	0.01	13,240	5,334	7,906	474
	その他の所得者	11,164	15.81	24,795,775	10,280,815	14,514,960	870,438
	合計	70,621	100.00	233,722,003	81,451,046	152,270,957	9,133,286
2 年度	給与所得者	57,651	80.47	202,835,208	69,270,477	133,564,731	8,011,509
	営業等所得者	2,915	4.07	10,278,255	3,229,647	7,048,608	422,798
	農業所得者	3	0.00	4,162	2,872	1,290	77
	その他の所得者	11,076	15.46	24,607,504	10,292,887	14,314,617	858,420
	合計	71,645	100.00	237,725,129	82,795,883	154,929,246	9,292,804
3 年度	給与所得者	57,881	79.99	207,866,652	75,399,673	132,466,979	7,945,610
	営業等所得者	3,173	4.38	11,558,505	3,790,725	7,767,780	465,938
	農業所得者	5	0.01	13,980	5,801	8,179	490
	その他の所得者	11,303	15.62	26,292,208	11,434,139	14,858,069	891,018
	合計	72,362	100.00	245,731,345	90,630,338	155,101,007	9,303,056

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。

※ この表では分離課税を含まない。

(単位:千円)

調整控除	配当控除	住宅借入金等特別 税額控除	寄附金税 額控除	外国税額 控除	配当割額 の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
							金額	構成比 (%)
101,625	1,857	125,619	92,826	513	1,826	690	7,251,274	85.28
6,065	36	5,184	5,804	0	105	32	386,185	4.54
21	1	0	0	0	2	0	849	0.01
29,639	5,164	779	7,217	13	2,939	606	864,632	10.17
137,350	7,058	131,582	105,847	526	4,872	1,328	8,502,940	100.00
102,931	1,851	152,258	125,470	368	1,222	2,060	7,308,758	85.77
6,121	44	5,440	7,559	0	115	19	389,806	4.57
15	0	0	0	0	0	1	670	0.01
29,339	2,203	979	7,933	27	2,856	1,504	821,625	9.64
138,406	4,098	158,677	140,962	395	4,193	3,584	8,520,859	100.00
104,776	2,057	168,688	173,004	169	1,255	1,393	7,400,298	85.97
6,112	77	6,552	11,803	23	75	4	385,690	4.48
11	0	0	0	0	0	0	463	0.01
28,848	2,697	1,062	12,089	19	3,431	678	821,542	9.54
139,747	4,831	176,302	196,896	211	4,761	2,075	8,607,993	100.00
106,370	2,262	169,578	189,079	129	1,375	715	7,541,750	86.20
6,004	80	5,536	12,126	0	84	70	398,877	4.56
6	0	0	0	0	0	0	71	0.00
29,098	2,643	822	12,857	16	3,571	849	808,467	9.24
141,478	4,985	175,936	214,062	145	5,030	1,634	8,749,165	100.00
106,365	2,075	193,111	247,784	24	1,386	2,276	7,392,193	85.25
6,473	160	6,923	13,866	0	101	96	438,229	5.05
14	0	0	0	0	0	0	476	0.01
29,116	2,793	795	14,139	0	2,738	1,039	840,352	9.69
141,968	5,028	200,829	275,789	24	4,225	3,411	8,671,250	100.00

3. 個人市民税課税標準額段階別の所得割推移(所得者区分別)

給与所得者

課税標準の段階	区分	平成29年度				30年度			
		納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
10万円以下の金額		1,663	883,152	2,731	2	1,694	901,136	2,803	2
10万円を超え100万円以下		13,534	18,127,013	445,587	33	13,597	18,378,281	450,589	33
100万円 " 200万円 "		15,803	38,836,000	1,309,889	83	16,239	40,075,928	1,335,751	82
200万円 " 300万円 "		10,088	37,968,416	1,397,825	139	10,256	38,623,486	1,403,191	137
300万円 " 400万円 "		5,564	28,218,570	1,116,603	201	5,718	28,996,054	1,137,898	199
400万円 " 550万円 "		4,573	29,910,033	1,246,557	273	4,640	30,433,821	1,258,106	271
550万円 " 700万円 "		1,729	14,339,002	620,699	359	1,694	14,049,345	605,683	358
700万円 " 1,000万円 "		1,010	10,565,646	480,083	475	1,065	11,213,842	505,445	475
1,000万円を超える金額		639	12,438,990	631,300	988	642	12,212,408	609,292	949
合計		54,603	191,286,822	7,251,274	133	55,545	194,884,301	7,308,758	132

営業等所得者

課税標準の段階	区分	平成29年度				30年度			
		納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
10万円以下の金額		154	109,821	250	2	137	107,807	253	2
10万円を超え100万円以下		873	1,269,923	25,195	29	916	1,322,689	26,440	29
100万円 " 200万円 "		759	1,882,866	62,758	83	718	1,788,118	59,077	82
200万円 " 300万円 "		432	1,535,702	60,604	140	469	1,684,951	64,148	137
300万円 " 400万円 "		266	1,238,574	53,108	200	263	1,238,054	52,975	201
400万円 " 550万円 "		175	1,050,748	47,585	272	163	984,475	44,009	270
550万円 " 700万円 "		72	570,734	26,315	365	60	475,759	22,107	368
700万円 " 1,000万円 "		59	607,883	28,932	490	60	611,711	29,623	494
1,000万円を超える金額		76	1,572,119	81,438	1,072	86	1,766,753	91,174	1,060
合計		2,866	9,838,370	386,185	135	2,872	9,980,317	389,806	136

(単位:千円)

令和元年度				2年度				3年度			
納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
1,714	930,085	2,978	2	1,726	932,233	2,953	2	1,660	1,097,160	2,837	2
13,916	18,779,693	455,188	33	14,112	18,980,818	459,828	33	14,318	20,921,780	468,290	33
16,483	40,881,310	1,348,217	82	16,800	41,681,198	1,378,158	82	17,349	44,864,726	1,404,214	81
10,468	39,521,118	1,420,484	136	10,799	40,696,312	1,463,558	136	10,788	41,799,733	1,438,306	133
5,821	29,531,345	1,147,029	197	5,945	30,187,192	1,169,527	197	5,709	29,638,093	1,110,005	194
4,630	30,450,609	1,245,129	269	4,720	31,095,077	1,270,700	269	4,587	30,625,576	1,216,023	265
1,676	13,844,134	590,779	352	1,720	14,191,163	603,763	351	1,634	13,699,421	571,239	350
1,107	11,486,108	521,212	471	1,125	11,670,751	526,623	468	1,126	11,747,137	521,316	463
711	13,412,822	669,282	941	704	13,400,464	666,640	947	710	13,473,026	659,963	930
56,526	198,837,224	7,400,298	131	57,651	202,835,208	7,541,750	131	57,881	207,866,652	7,392,193	128

(単位:千円)

令和元年度				2年度				3年度			
納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
131	110,220	231	2	133	105,551	237	2	133	120,511	244	2
954	1,394,878	27,735	29	952	1,368,078	26,925	28	948	1,435,173	27,528	29
730	1,824,395	59,302	81	692	1,718,341	56,605	82	797	2,050,588	63,973	80
477	1,736,265	65,916	138	454	1,677,882	63,634	140	500	1,841,547	69,292	139
255	1,189,834	51,382	201	260	1,218,244	52,158	201	310	1,497,289	61,901	200
172	1,054,014	47,121	274	193	1,145,388	51,574	267	232	1,440,009	61,896	267
65	505,807	23,203	357	75	576,428	26,449	353	93	719,785	33,017	355
65	651,337	31,300	482	74	743,257	35,809	484	85	871,256	41,172	484
76	1,609,014	79,500	1,046	82	1,725,086	85,486	1,043	75	1,582,347	79,206	1,056
2,925	10,075,764	385,690	132	2,915	10,278,255	398,877	137	3,173	11,558,505	438,229	138

農業所得者

課税標準の段階	区分	平成29年度				30年度			
		納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
10万円以下の金額		0	0	0	0	0	0	0	0
10万円を超え100万円以下		2	2,933	65	33	2	2,295	40	20
100万円 " 200万円 "		3	5,997	229	76	5	12,320	489	98
200万円 " 300万円 "		4	13,847	555	139	1	3,485	141	141
300万円 " 400万円 "		0	0	0	0	0	0	0	0
400万円 " 550万円 "		0	0	0	0	0	0	0	0
550万円 " 700万円 "		0	0	0	0	0	0	0	0
700万円 " 1,000万円 "		0	0	0	0	0	0	0	0
1,000万円を超える金額		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		9	22,777	849	94	8	18,100	670	84

その他所得者

課税標準の段階	区分	平成29年度				30年度			
		納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
10万円以下の金額		622	497,329	1,107	2	629	489,575	1,127	2
10万円を超え100万円以下		6,405	8,867,796	182,568	29	6,428	8,872,873	181,109	28
100万円 " 200万円 "		2,648	6,125,691	207,583	78	2,594	6,002,043	202,659	78
200万円 " 300万円 "		773	2,738,324	108,127	140	711	2,512,410	99,315	140
300万円 " 400万円 "		293	1,370,109	58,358	199	285	1,337,777	56,972	200
400万円 " 550万円 "		165	985,053	44,787	271	169	1,002,394	45,570	270
550万円 " 700万円 "		94	709,258	33,682	358	91	692,299	33,158	364
700万円 " 1,000万円 "		125	1,245,348	61,123	489	115	1,147,458	56,491	491
1,000万円を超える金額		144	3,129,684	167,297	1,162	141	2,720,304	145,224	1,030
合計		11,269	25,668,592	864,632	77	11,163	24,777,133	821,625	74

(単位:千円)

令和元年度				2年度				3年度			
納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	1,494	44	22	3	4,162	71	24	2	2,767	49	25
3	8,282	277	92	0	0	0	0	2	5,313	161	81
1	3,464	142	142	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	1	5,900	266	266
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	13,240	463	77	3	4,162	71	24	5	13,980	476	95

(単位:千円)

令和元年度				2年度				3年度			
納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
640	495,994	1,189	2	601	474,236	1,055	2	614	560,295	1,054	2
6,425	8,823,736	182,237	28	6,493	8,946,393	183,223	28	6,584	9,609,828	186,439	28
2,594	6,011,383	202,458	78	2,499	5,819,590	195,800	78	2,551	6,113,279	197,971	78
725	2,552,586	100,805	139	712	2,531,712	99,288	139	768	2,794,789	107,604	140
257	1,210,092	51,181	199	273	1,270,521	53,942	198	254	1,208,665	50,371	198
167	1,014,776	45,066	270	155	933,194	41,448	267	167	1,023,270	44,935	269
85	655,460	30,520	359	85	662,191	30,291	356	103	814,073	37,952	368
132	1,307,602	63,718	483	128	1,277,821	62,698	490	113	1,113,709	53,883	477
139	2,724,146	144,368	1,039	130	2,691,846	140,722	1,082	149	3,054,300	160,143	1,075
11,164	24,795,775	821,542	74	11,076	24,607,504	808,467	73	11,303	26,292,208	840,352	74

合計

課税標準の段階	区分	平成29年度				30年度			
		納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
10万円以下の金額		2,439	1,490,302	4,088	2	2,460	1,498,518	4,183	2
10万円を超え100万円以下		20,814	28,267,665	653,415	31	20,943	28,576,138	658,178	31
100万円 " 200万円 "		19,213	46,850,554	1,580,459	82	19,556	47,878,409	1,597,976	82
200万円 " 300万円 "		11,297	42,256,289	1,567,111	139	11,437	42,824,332	1,566,795	137
300万円 " 400万円 "		6,123	30,827,253	1,228,069	201	6,266	31,571,885	1,247,845	199
400万円 " 550万円 "		4,913	31,945,834	1,338,929	273	4,972	32,420,690	1,347,685	271
550万円 " 700万円 "		1,895	15,618,994	680,696	359	1,845	15,217,403	660,948	358
700万円 " 1,000万円 "		1,194	12,418,877	570,138	478	1,240	12,973,011	591,559	477
1,000万円を超える金額		859	17,140,793	880,035	1,024	869	16,699,465	845,690	973
合計		68,747	226,816,561	8,502,940	124	69,588	229,659,851	8,520,859	122

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。
 ※ この表では分離課税を含まない。

4. 個人市民税課税標準額段階別の均等割推移(所得者区分別)

所得者区分	区分	平成29年度		30年度		令和元年度		2年度	
		納税義務者 (人)	均等割税額	納税義務者 (人)	均等割税額	納税義務者 (人)	均等割税額	納税義務者 (人)	均等割税額
給与所得者		56,079	196,277	57,231	200,309	58,158	203,553	59,292	207,522
営業所得者		3,170	11,095	3,160	11,060	3,206	11,221	3,196	11,186
農業所得者		11	39	9	32	7	25	4	14
その他の所得者		13,098	45,843	13,132	45,962	13,140	45,990	13,073	45,756
家屋敷のみ		92	322	79	277	68	238	58	203
合計		72,450	253,576	73,611	257,640	74,579	261,027	75,623	264,681

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。
 ※ この表では分離課税を含む。

(単位:千円)

令和元年度				2年度				3年度			
納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
2,485	1,536,299	4,398	2	2,460	1,512,020	4,245	2	2,407	1,777,966	4,135	2
21,297	28,999,801	665,204	31	21,560	29,299,451	670,047	31	21,852	31,969,548	682,306	31
19,810	48,725,370	1,610,254	81	19,991	49,219,129	1,630,563	82	20,699	53,033,906	1,666,319	81
11,671	43,813,433	1,587,347	136	11,965	44,905,906	1,626,480	136	12,056	46,436,069	1,615,202	134
6,333	31,931,271	1,249,592	197	6,478	32,675,957	1,275,627	197	6,273	32,344,047	1,222,277	195
4,969	32,519,399	1,337,316	269	5,068	33,173,659	1,363,722	269	4,987	33,094,755	1,323,120	265
1,826	15,005,401	644,502	353	1,880	15,429,782	660,503	351	1,830	15,233,279	642,208	351
1,304	13,445,047	616,230	473	1,327	13,691,829	625,130	471	1,324	13,732,102	616,371	466
926	17,745,982	893,150	965	916	17,817,396	892,848	975	934	18,109,673	899,312	963
70,621	233,722,003	8,607,993	122	71,645	237,725,129	8,749,165	122	72,362	245,731,345	8,671,250	120

(単位:千円)

3年度	
納税義務者 (人)	均等割税額
59,658	208,803
3,534	12,369
6	21
13,194	46,179
49	172
76,441	267,544

5. 個人市民税課税標準額段階別の推移(年度別)

平成29年度分		総人口 150,739		世帯数 71,417	
課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	所得控除額
		人数(人)	構成比(%)		
	10万円以下の金額	2,439	3.55	1,490,302	1,370,201
	10万円を超え100万円以下	20,814	30.28	28,267,665	16,392,673
	100万円 " 200万円 "	19,213	27.95	46,850,554	18,867,009
	200万円 " 300万円 "	11,297	16.43	42,256,289	14,500,458
	300万円 " 400万円 "	6,123	8.91	30,827,253	9,692,677
	400万円 " 550万円 "	4,913	7.15	31,945,834	9,141,592
	550万円 " 700万円 "	1,895	2.76	15,618,994	4,003,579
	700万円 " 1,000万円 "	1,194	1.74	12,418,877	2,638,300
	1,000万円を超える金額	859	1.25	17,140,793	1,962,097
	合計	68,747	100.00	226,816,561	78,568,586
参考	前年比(%)			101.51	102.32
	納税義務者一人当たり			3,299	1,143
	市民一人当たり			1,505	521
	一世帯当たり			3,176	1,100

30年度分		総人口 151,018		世帯数 72,222	
課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	所得控除額
		人数(人)	構成比(%)		
	10万円以下の金額	2,460	3.54	1,498,518	1,375,541
	10万円を超え100万円以下	20,943	30.10	28,576,138	16,596,897
	100万円 " 200万円 "	19,556	28.10	47,878,409	19,402,841
	200万円 " 300万円 "	11,437	16.44	42,824,332	14,763,369
	300万円 " 400万円 "	6,266	9.00	31,571,885	9,945,559
	400万円 " 550万円 "	4,972	7.14	32,420,690	9,331,561
	550万円 " 700万円 "	1,845	2.65	15,217,403	3,893,265
	700万円 " 1,000万円 "	1,240	1.78	12,973,011	2,773,255
	1,000万円を超える金額	869	1.25	16,699,465	1,995,372
	合計	69,588	100.00	229,659,851	80,077,660
参考	前年比(%)			101.25	101.92
	納税義務者一人当たり			3,341	1,165
	市民一人当たり			1,521	530
	一世帯当たり			3,180	1,109

(単位:千円)

課税標準額	算出税額	税額控除額	配当割額の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
					金額	構成比(%)
120,101	7,103	3,005	3	0	4,088	0.05
11,874,992	711,642	56,855	710	167	653,415	7.68
27,983,545	1,678,232	96,513	968	247	1,580,459	18.59
27,755,831	1,664,882	96,739	880	152	1,567,111	18.43
21,134,576	1,267,825	39,230	351	175	1,228,069	14.44
22,804,242	1,368,051	28,328	539	255	1,338,929	15.75
11,615,415	696,846	15,616	474	60	680,696	8.01
9,780,577	586,786	16,212	326	110	570,138	6.71
15,178,696	910,683	29,865	621	162	880,035	10.35
148,247,975	8,892,050	382,363	4,872	1,328	8,502,940	100.00
101.09	101.08	120.50	88.19		100.37	
2,156	129	6	0.07	0.02	124	
983	59	3	0.03	0.01	56	
2,076	125	5	0.07	0.02	119	

(単位:千円)

課税標準額	算出税額	税額控除額	配当割額の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
					金額	構成比(%)
122,977	7,276	3,085	5	1	4,183	0.05
11,979,241	717,901	58,077	856	195	658,178	7.72
28,475,568	1,707,682	108,404	952	193	1,597,976	18.75
28,060,963	1,683,192	115,173	797	328	1,566,795	18.39
21,626,326	1,297,322	48,781	387	309	1,247,845	14.64
23,089,129	1,385,143	36,867	259	332	1,347,685	15.82
11,324,138	679,369	18,206	132	83	660,948	7.76
10,199,756	611,932	20,021	249	103	591,559	6.94
14,704,093	882,210	33,924	556	2,040	845,690	9.92
149,582,191	8,972,027	442,538	4,193	3,584	8,520,859	100.00
100.90	100.90	115.74	125.44		100.21	
2,176	131	6	0.06	0.05	124	
990	59	3	0.03	0.02	56	
2,071	124	6	0.06	0.05	118	

令和元年度分

総人口 150,789

世帯数 72,676

課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	所得控除額
		人数(人)	構成比(%)		
	10万円以下の金額	2,485	3.52	1,536,299	1,408,697
	10万円を超え100万円以下	21,297	30.16	28,999,801	16,869,121
	100万円 " 200万円 "	19,810	28.05	48,725,370	19,836,152
	200万円 " 300万円 "	11,671	16.53	43,813,433	15,186,833
	300万円 " 400万円 "	6,333	8.97	31,931,271	10,094,815
	400万円 " 550万円 "	4,969	7.04	32,519,399	9,421,617
	550万円 " 700万円 "	1,826	2.59	15,005,401	3,842,707
	700万円 " 1,000万円 "	1,304	1.85	13,445,047	2,734,922
	1,000万円を超える金額	926	1.31	17,745,982	2,056,182
	合計	70,621	100.00	233,722,003	81,451,046
参考	前年比(%)			101.77	101.72
	納税義務者一人当たり			3,310	1,153
	市民一人当たり			1,550	540
	一世帯当たり			3,216	1,121

2年度分

総人口 151,255

世帯数 73,418

課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	所得控除額
		人数(人)	構成比(%)		
	10万円以下の金額	2,460	3.43	1,512,020	1,388,191
	10万円を超え100万円以下	21,560	30.09	29,299,451	17,072,815
	100万円 " 200万円 "	19,991	27.90	49,219,129	20,026,053
	200万円 " 300万円 "	11,965	16.70	44,905,906	15,574,417
	300万円 " 400万円 "	6,478	9.04	32,675,957	10,341,595
	400万円 " 550万円 "	5,068	7.07	33,173,659	9,602,096
	550万円 " 700万円 "	1,880	2.62	15,429,782	3,950,959
	700万円 " 1,000万円 "	1,327	1.85	13,691,829	2,789,342
	1,000万円を超える金額	916	1.28	17,817,396	2,050,415
	合計	71,645	100.00	237,725,129	82,795,883
参考	前年比(%)			101.71	101.65
	納税義務者一人当たり			3,318	1,156
	市民一人当たり			1,572	547
	一世帯当たり			3,238	1,128

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。

※ この表では分離課税を含まない。

(単位:千円)

課税標準額	算出税額	税額控除額	配当割額の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
					金額	構成比(%)
127,602	7,552	3,146	2	0	4,398	0.05
12,130,680	726,948	60,708	603	97	665,204	7.73
28,889,218	1,732,507	120,751	1,241	153	1,610,254	18.71
28,626,600	1,717,106	128,472	1,116	151	1,587,347	18.44
21,836,456	1,309,929	59,520	562	255	1,249,592	14.52
23,097,782	1,385,656	47,255	442	643	1,337,316	15.54
11,162,694	669,687	24,881	228	76	644,502	7.49
10,710,125	642,554	25,778	221	325	616,230	7.16
15,689,800	941,347	47,476	346	375	893,150	10.38
152,270,957	9,133,286	517,987	4,761	2,075	8,607,993	100.00
101.80	101.80	117.05	87.90		101.02	
2,156	129	7	0	0	122	
1,010	61	3	0	0	57	
2,095	126	7	0	0	118	

(単位:千円)

課税標準額	算出税額	税額控除額	配当割額の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
					金額	構成比(%)
123,829	7,325	3,073	3	0	4,245	0.05
12,226,636	732,730	61,277	952	123	670,047	7.66
29,193,076	1,750,764	118,779	1,233	155	1,630,563	18.64
29,331,489	1,759,395	131,967	815	133	1,626,480	18.59
22,334,362	1,339,788	63,506	599	56	1,275,627	14.58
23,571,563	1,414,081	49,913	367	79	1,363,722	15.59
11,478,823	688,652	27,669	303	177	660,503	7.55
10,902,487	654,089	28,268	470	221	625,130	7.15
15,766,981	945,980	52,154	288	690	892,848	10.20
154,929,246	9,292,804	536,606	5,030	1,634	8,749,165	100.00
101.75	101.75	103.59	97.48		101.64	
2,162	130	7	0	0	122	
1,024	61	4	0	0	58	
2,110	127	7	0	0	119	

3年度分

総人口 151,575

世帯数 74,210

課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	所得控除額
		人数(人)	構成比(%)		
10万円以下の金額		2,407	3.33	1,777,966	1,656,815
10万円を超え100万円以下		21,852	30.20	31,969,548	19,499,980
100万円 " 200万円 "		20,699	28.60	53,033,906	22,910,579
200万円 " 300万円 "		12,056	16.66	46,436,069	16,911,688
300万円 " 400万円 "		6,273	8.67	32,344,047	10,706,154
400万円 " 550万円 "		4,987	6.89	33,094,755	9,970,014
550万円 " 700万円 "		1,830	2.53	15,233,279	4,003,320
700万円 " 1,000万円 "		1,324	1.83	13,732,102	2,875,412
1,000万円を超える金額		934	1.29	18,109,673	2,096,376
合計		72,362	100.00	245,731,345	90,630,338
参考	前年比(%)			103.37	109.46
	納税義務者一人当たり			3,396	1,252
	市民一人当たり			1,621	598
	一世帯当たり			3,311	1,221

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。

※ この表では分離課税を含まない。

(単位:千円)

課税標準額	算出税額	税額控除額	配当割額の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
					金額	構成比(%)
121,151	7,168	3,027	2	0	4,135	0.05
12,469,568	747,293	63,775	586	244	682,306	7.87
30,123,327	1,806,539	138,628	1,121	325	1,666,319	19.22
29,524,381	1,770,954	154,831	642	279	1,615,202	18.63
21,637,893	1,298,011	75,017	466	251	1,222,277	14.10
23,124,741	1,387,274	63,248	258	648	1,323,120	15.26
11,229,959	673,718	31,269	166	75	642,208	7.41
10,856,690	651,345	34,224	433	317	616,371	7.11
16,013,297	960,754	59,619	551	1,272	899,312	10.37
155,101,007	9,303,056	623,638	4,225	3,411	8,671,250	100.00
100.11	100.11	116.22	114.59		99.11	
2,143	129	9	0	0	120	
1,023	61	4	0	0	57	
2,090	125	8	0	0	117	

6. 個人市民税課税標準額段階別の推移(分離課税分の年度別)

平成29年度分 総人口 150,739 世帯数 71,417

課税標準の段階	納税義務者		総所得金額	分離長期譲渡所得金額に係る所得金額	分離短期譲渡所得金額に係る所得金額	株式等に係る譲渡所得金額
	人数(人)	構成比(%)				
10万円以下の金額	178	24.09	52,062	2,942,185	4,881	99,999
10万円を超え100万円以下	140	18.94	216,598	1,088,078	22,597	5,371
100万円 " 200万円 "	113	15.29	280,445	817,277	20,112	25,725
200万円 " 300万円 "	73	9.88	278,527	430,202	20,649	24,378
300万円 " 400万円 "	47	6.36	232,001	255,232	0	3,600
400万円 " 550万円 "	56	7.58	373,789	65,747	3,426	997
550万円 " 700万円 "	28	3.79	233,407	481,691	0	46,147
700万円 " 1,000万円 "	46	6.22	467,631	845,882	0	1,201,373
1,000万円を超える金額	58	7.85	1,378,480	2,171,632	777	219,523
合計	739	100.00	3,512,940	9,097,926	72,442	1,627,113
参考	前年比(%)		88.12	132.38	249.04	211.91
	納税義務者一人当たり		4,754	12,311	98	2,202
	市民一人当たり		23	60	0	11
	一世帯当たり		49	127	1	23

30年度分 総人口 151,018 世帯数 72,222

課税標準の段階	納税義務者		総所得金額	分離長期譲渡所得金額に係る所得金額	分離短期譲渡所得金額に係る所得金額	株式等に係る譲渡所得金額
	人数(人)	構成比(%)				
10万円以下の金額	200	21.60	75,799	2,095,896	27,068	60,526
10万円を超え100万円以下	153	16.52	229,033	1,061,394	7,710	7,568
100万円 " 200万円 "	140	15.12	363,814	431,799	1,392	61,179
200万円 " 300万円 "	97	10.48	362,494	2,016,558	1,801	712
300万円 " 400万円 "	88	9.50	448,398	481,875	3,290	46,832
400万円 " 550万円 "	88	9.50	581,704	796,951	11,842	6,121
550万円 " 700万円 "	45	4.86	371,629	946,053	0	6,554
700万円 " 1,000万円 "	42	4.54	435,956	199,573	0	175,504
1,000万円を超える金額	73	7.88	1,633,079	2,531,731	10,312	151,885
合計	926	100.00	4,501,906	10,561,830	63,415	516,881
参考	前年比(%)		128.15	116.09	87.54	31.77
	納税義務者一人当たり		4,862	10,561,830	0	0
	市民一人当たり		30	70	0	3
	一世帯当たり		62	146	1	7

(単位:千円)

上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る 雑所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額控除額	所得割額	
						金額	構成比(%)
372	32,271	140,155	3,023,593	89,366	567	88,722	18.70
4,432	1,769	132,506	1,233,645	39,344	1,050	37,703	7.95
13,060	2,322	118,291	1,065,120	37,297	843	35,496	7.48
2,447	2,433	96,965	682,212	26,356	605	25,414	5.36
1,349	4,146	71,413	488,921	19,409	693	18,403	3.88
2,063	7,345	107,371	370,560	19,190	1,126	17,591	3.71
8,049	491	61,019	718,713	26,372	1,121	24,610	5.19
4,589	10,160	92,766	2,460,726	84,562	1,358	82,815	17.46
18,711	6,363	129,859	3,703,823	147,754	2,444	143,684	30.29
55,072	67,300	950,345	13,747,313	489,650	9,807	474,438	100.00
75.26	57.98	86.88	127.87	119.52	122.80	121.24	
75	91	1,286	18,603	663	13	642	
0	0	6	91	3	0	3	
1	1	13	192	7	0	7	

(単位:千円)

上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る 雑所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額控除額	所得割額	
						金額	構成比(%)
4,654	19,356	166,180	2,330,999	69,328	1,571	67,525	12.74
5,952	6,946	143,537	1,261,343	40,324	671	38,871	7.33
6,031	2,880	160,379	786,272	29,063	1,245	25,325	4.78
8,743	1,615	121,379	2,356,977	77,709	1,552	74,564	14.07
3,234	25,161	139,648	921,222	36,882	1,941	34,163	6.45
6,758	4,548	164,902	1,306,827	51,384	2,322	47,901	9.04
4,101	1,508	92,353	1,305,308	47,537	1,122	45,620	8.61
2,336	4,833	81,790	817,874	34,919	735	31,459	5.94
32,086	2,372	170,456	4,397,801	175,812	4,634	164,588	31.05
73,895	69,219	1,240,624	15,484,623	562,958	15,793	530,016	100.00
134.18	102.85	130.54	112.64	114.97	161.04	111.71	
80	0	1	224	0	0	1	
0	0	8	103	4	0	4	
1	1	17	214	8	0	7	

令和元年度分

総人口 150,789

世帯数 72,676

課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	分離長期譲渡所得金額に係る所得金額	分離短期譲渡所得金額に係る所得金額	株式等に係る譲渡所得金額
		人数(人)	構成比(%)				
10万円以下の金額		174	20.81	68,968	2,369,842	9,378	18,101
10万円を超え100万円以下		149	17.82	236,781	1,394,888	247	617
100万円 " 200万円 "		123	14.71	309,916	1,622,086	299	108,666
200万円 " 300万円 "		96	11.48	358,500	1,862,613	9,024	31,469
300万円 " 400万円 "		56	6.70	280,252	441,524	1,693	14,910
400万円 " 550万円 "		81	9.69	532,089	861,260	6,309	27,431
550万円 " 700万円 "		50	5.98	410,046	739,347	2,659	198
700万円 " 1,000万円 "		41	4.90	428,997	837,548	247	1,750
1,000万円を超える金額		66	7.89	1,459,506	1,088,700	0	380,847
合計		836	100.00	4,085,055	11,217,808	29,856	583,989
参考	前年比(%)			90.74	106.21	47.08	112.98
	納税義務者一人当たり			4,886	13,418	36	699
	市民一人当たり			27	74	0	4
	一世帯当たり			56	154	0	8

2年度分

総人口 151,255

世帯数 73,418

課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	分離長期譲渡所得金額に係る所得金額	分離短期譲渡所得金額に係る所得金額	株式等に係る譲渡所得金額
		人数(人)	構成比(%)				
10万円以下の金額		156	18.71	52,360	2,319,281	3,103	43,600
10万円を超え100万円以下		137	16.43	196,777	1,256,417	0	141,678
100万円 " 200万円 "		131	15.71	345,766	1,182,931	0	8,905
200万円 " 300万円 "		93	11.15	357,178	877,379	0	35,169
300万円 " 400万円 "		72	8.63	353,427	339,244	687	104,264
400万円 " 550万円 "		77	9.23	495,690	245,403	828	7,728
550万円 " 700万円 "		51	6.12	410,158	597,090	3,694	13,628
700万円 " 1,000万円 "		45	5.40	476,766	1,516,437	8,405	11,028
1,000万円を超える金額		72	8.63	1,580,304	1,222,813	4,967	1,356,314
合計		834	100.00	4,268,426	9,556,995	21,684	1,722,314
参考	前年比(%)			104.49	85.19	72.63	294.92
	納税義務者一人当たり			5,118	11,459	26	2,065
	市民一人当たり			28	63	0	11
	一世帯当たり			58	130	0	23

(単位:千円)

上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る 雑所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額控除額	所得割額	
						金額	構成比(%)
2,994	3,100	137,247	2,392,594	70,540	968	69,366	13.18
9,005	11,898	149,892	1,550,526	48,548	956	46,866	8.91
5,005	1,429	134,823	1,937,794	63,009	1,189	60,840	11.56
2,355	20,211	116,972	2,242,979	74,390	1,205	71,490	13.59
7,223	14,570	83,900	693,724	26,609	1,196	24,756	4.70
2,040	44,684	154,569	1,343,383	51,534	2,418	48,398	9.20
12,822	2,040	97,862	1,125,767	43,058	1,834	40,158	7.63
10,104	0	83,441	1,211,103	46,306	869	44,623	8.48
25,343	2,908	138,002	2,925,206	127,109	2,961	119,701	22.75
76,891	100,840	1,096,708	15,423,076	551,103	13,596	526,198	100.00
104.05	145.68	88.40	99.60	97.89	86.09	99.28	
92	121	1,312	18,449	659	16	629	
1	1	7	102	4	0	3	
1	1	15	212	8	0	7	

(単位:千円)

上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る 雑所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額控除額	所得割額	
						金額	構成比(%)
532	5,447	119,459	2,364,122	69,906	377	69,173	13.38
15,509	6,536	123,516	1,521,864	47,307	1,175	45,252	8.75
5,184	9,765	149,578	1,434,459	48,298	1,363	46,011	8.90
8,771	15,520	130,336	1,241,851	43,840	2,006	39,485	7.64
5,498	2,444	105,521	721,688	28,623	1,506	26,306	5.09
4,546	34,151	141,421	665,782	30,467	2,024	28,011	5.42
8,111	1,442	97,016	971,718	38,514	1,475	36,659	7.09
4,287	4,385	93,829	1,953,147	69,924	1,832	67,301	13.02
26,567	30,132	145,821	4,094,911	165,878	4,637	158,766	30.71
79,005	109,822	1,106,497	14,969,542	542,757	16,395	516,964	100.00
102.75	108.91	100.89	97.06	98.49	120.59	98.25	
95	132	1,327	17,949	651	20	620	
1	1	7	99	4	0	3	
1	1	15	204	7	0	7	

3年度分

総人口 151,575

世帯数 74,210

課税標準の段階	区分		納税義務者 人数(人)	構成比(%)	総所得金額	分離長期譲渡所得 金額に係る所得金額	分離短期譲渡所得金 額に係る所得金額	株式等に係る 譲渡所得金額
	人数(人)	構成比(%)						
10万円以下の金額			135	16.69	41,424	1,216,871	541	7,095
10万円を超え100万円以下			115	14.22	182,410	437,930	2,442	40,628
100万円 " 200万円 "			137	16.93	352,241	1,205,232	0	41,356
200万円 " 300万円 "			87	10.75	340,756	355,717	0	45,184
300万円 " 400万円 "			87	10.75	433,601	430,157	5	24,805
400万円 " 550万円 "			76	9.39	492,449	348,268	0	6,409
550万円 " 700万円 "			53	6.55	419,752	576,271	1,594	29,193
700万円 " 1,000万円 "			49	6.06	503,019	508,656	0	12,851
1,000万円を超える金額			70	8.65	1,584,498	1,896,939	84	610,442
合計			809	100.00	4,350,150	6,976,041	4,666	817,963
参考	前年比(%)				101.91	72.99	21.52	47.49
	納税義務者一人当たり				5,377	8,623	6	1,011
	市民一人当たり				29	46	0	5
	一世帯当たり				59	94	0	11

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。

(単位:千円)

上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る 雑所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額控除額	所得割額	
						金額	構成比(%)
1,264	16,299	104,419	1,309,970	38,923	570	38,287	8.92
19,233	2,268	119,255	618,294	20,377	766	18,097	4.22
7,728	15,501	148,199	1,558,565	52,351	1,077	49,413	11.51
11,113	8,439	125,861	688,283	26,853	1,503	24,123	5.62
3,644	5,806	132,015	831,764	33,998	1,432	31,524	7.34
2,714	32,941	136,587	808,683	34,807	1,947	31,663	7.38
10,882	2,504	98,947	1,042,144	40,882	2,737	36,545	8.51
4,749	6,431	99,975	958,383	40,614	2,128	37,817	8.81
27,126	12,243	134,880	4,209,463	169,533	5,437	161,794	37.69
88,453	102,432	1,100,138	12,025,549	458,338	17,597	429,263	100.00
111.96	93.27	99.43	80.33	84.45	107.33	83.04	
109	127	1,360	14,865	567	22	531	
1	1	7	79	3	0	3	
1	1	15	162	6	0	6	

7. 個人市民税調定額(現年課税分)の推移

区分	年度	調定額(単位:千円)			納税義務者数(単位:人)			納税義務者一人当たり税額(円)
		均等割額	所得割額	計	均等割のみを納める者	両方を納める者	計	
普通徴収	29	58,971	2,004,666	2,063,637	644	14,297	14,941	138,119
	30	58,310	1,958,231	2,016,541	651	14,023	14,674	137,423
	元	58,607	1,959,305	2,017,912	595	14,049	14,644	137,798
	2	56,280	2,058,842	2,111,699	486	13,465	13,951	151,365
	3	58,523	1,887,254	1,945,777	562	13,895	14,457	134,591
特別徴収	29	162,253	6,579,360	6,741,613	851	45,507	46,358	145,425
	30	166,611	6,700,601	6,867,212	900	46,703	47,603	144,260
	元	169,568	6,783,691	6,953,259	877	47,571	48,448	143,520
	2	173,779	6,929,199	7,102,978	953	48,698	49,651	143,058
	3	175,490	6,819,523	6,995,013	1,012	49,128	50,140	139,510
年金特別徴収	29	32,352	393,477	425,829	1,469	9,682	11,151	38,188
	30	32,719	392,043	424,762	1,546	9,788	11,334	37,477
	元	32,852	391,246	424,098	1,650	9,837	11,487	36,920
	2	32,911	387,764	420,675	1,646	9,886	11,532	36,479
	3	33,531	393,736	427,267	1,696	10,148	11,844	36,075
合計	29	253,576	8,977,503	9,231,079	2,964	69,486	72,450	127,413
	30	257,640	9,050,875	9,308,515	3,097	70,514	73,611	126,455
	元	261,027	9,134,242	9,395,269	3,122	71,457	74,579	125,977
	2	264,681	9,266,129	9,530,810	3,144	72,479	75,623	126,031
	3	267,544	9,100,513	9,368,057	3,270	73,171	76,441	122,553

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。

VI 法人市民税

1. 法人市民税の概要

法人に対する市民税を法人市民税とよびます。法人市民税は、所得金額に応じて課税される「法人税割」と、利益の有無にかかわらず課税される「均等割」からなっています。

(1) 納税義務者

市内に事務所や事業所のある法人が納税義務者となります。株式会社や合同会社などといった普通法人のほか、公益法人や人格のない社団等も、条件により納税義務が発生する場合があります。

法人の種類		納税義務
普通法人、協同組合等		法人税割・均等割
収益事業を行う人格のない社団等		
収益事業を行う公益法人等		
収益事業を行わない公益法人等	地方税法第296条第1項第2号で定めるもの	非課税
	上記以外のもの	均等割のみ
公共法人	地方税法第296条第1項第1号で定めるもの	非課税
	上記以外のもの	均等割のみ

(2) 計算方法

それぞれの計算方法は次のとおりです。

① 法人税割

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{法人税割額} \\ \text{(百円未満切捨)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{法人税額} \\ \text{(税額控除前)} \end{array}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{税額控除}}$$

※ 連結申告法人の場合は、個別帰属法人税額(税額控除前) × 税率 - 税額控除

※ 税額控除: 外国税額控除・仮装経理の場合の税額控除等をいいます。

② 均等割

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{(百円未満切捨)} \end{array}} = \boxed{\text{税率(年額)}} \times \boxed{\frac{\text{事務所等を有していた月数}}{12}}$$

※ 月数は暦に従って計算し、月数が1月に満たないときは1月とし、1月を超えたときは端数を切り捨てます。

(3) 税率

税率は次のとおりです。

① 法人税割

法人税割の税率は、事業年度の末日時点における資本金の額等で決まります。

法人等の区分	税率	
資本金の額または出資金の額が1億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社	制限税率	8.4%
上記以外の法人等	標準税率	6.0%

② 均等割

均等割の税率は、事業年度の末日時点における資本金等の額と従業者数によって決まります。

法人等の区分		税率 (年税額)	地方税法第312 条第1項(市税条 例第24条第2項) の適用号数
資本金等の額	市内従業者数		
1千万円以下の法人	50人以下	50,000円	1号
	50人超	120,000円	2号
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円	3号
	50人超	150,000円	4号
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円	5号
	50人超	400,000円	6号
10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000円	7号
	50人超	1,750,000円	8号
50億円を超える法人	50人以下	410,000円	7号
	50人超	3,000,000円	9号

(4) 申告と納付

法人市民税の納付は「申告納付」によって行います。「申告納付」とは、納税義務者自らが税額を計算し、申告して納める方法です。申告・納期限は決算日から2か月となります。

① 中間申告納付

事業年度の中間点において、6か月分を申告納付するものをいいます。原則、前事業年度の法人税額が一定金額を超えた法人が対象となります。

② 確定申告納付

事業年度終了後に、確定した決算に基づいて申告納付するものをいいます。
※ 法人税法で認められた場合は、確定申告の申告期限を一定月数延長することができます。(納期限は延長できません。)

2. 法人市民税調定額の推移

(1) 法人市民税調定額 (単位:千円)

区分 年度	調定額			対前年度比	1法人当たり 税額
	法人税割	均等割	計		
平成28年度	526,488	284,565	811,053	97.2	250
29年度	792,806	289,186	1,081,992	133.4	331
30年度	631,362	291,442	922,804	85.3	279
令和元年度	561,253	290,892	852,145	92.3	254
2年度	349,431	303,099	652,530	76.6	195

※ 各年度の「法人市民税調定報告」による。

(2) 法人数

年度 均等割区分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
9号	300万円	17	18	20	18	18	24
8号	175万円	4	5	4	3	3	4
7号	41万円	145	146	142	148	152	143
6号	40万円	9	9	8	7	8	7
5号	16万円	90	96	88	93	99	97
4号	15万円	22	24	23	26	27	28
3号	13万円	318	325	335	338	331	326
2号	12万円	17	11	14	13	13	13
1号	5万円	2,619	2,633	2,678	2,710	2,703	2,815
合計		3,241	3,267	3,312	3,356	3,354	3,457

※ 各年度の「市税課税状況等の調」による。

(3) 法人市民税月別調定額 (単位:千円)

年度 月	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
4月	29,442	29,135	33,013	32,879	43,861
5月	73,251	72,144	59,916	64,122	67,616
6月	208,038	374,271	211,330	170,189	153,707
7月	60,442	62,851	98,612	79,931	37,044
8月	39,789	57,365	63,866	41,041	60,712
9月	19,703	19,142	31,115	35,237	45,515
10月	40,520	51,753	35,475	35,449	34,255
11月	184,489	186,414	182,039	256,898	107,089
12月	51,967	48,115	106,386	63,576	19,013
1月	17,701	110,034	16,553	38,674	38,627
2月	33,222	24,801	28,565	18,804	28,208
3月	52,489	45,967	55,934	15,345	16,883
合計	811,053	1,081,992	922,804	852,145	652,530

※ 各年度の「法人市民税調定報告」による。

Ⅶ 固定資産税・都市計画税

1. 固定資産税・都市計画税の概要

固定資産税・都市計画税は土地、家屋、償却資産の所有者に、その資産価値に応じて課税するものです。このうち、都市計画税は、都市整備などの費用に充てるための目的税として課税される税金です。(なお、償却資産には都市計画税は課税されません。)

(1) 納税義務者

1月1日(賦課期日)現在、課税台帳に「所有者」として登録されている者です。

(2) 税率

固定資産税が1.4%、都市計画税が0.28%です。

(3) 課税のしくみ

土地・家屋及び償却資産の税金は、評価額をもとに計算されます。課税のもとになる評価額は、国で定めた「固定資産評価基準」によって評価し、決定されます。土地・家屋の評価額は、3年に1度、全件評価替えを行い、価格を決定します。この評価替えの年度を基準年度といいます(令和3年度)。なお、第2年度(令和4年度)、第3年度(令和5年度)は、原則として基準年度(令和3年度)の価格を据え置きます。ただし、新築、増改築のあった家屋及び分合筆等のあった土地など基準年度の価格によることが適当でない場合は、新たに評価を行い、新しい価格を決定します。

① 免税点について

市内に、同一人が所有する固定資産の課税標準額の合計額が、それぞれ次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地・・・30万円 家屋・・・20万円 償却資産・・・150万円

② 賦課期日について

賦課期日は、毎年1月1日です。このため、今年の1月2日以降に土地、家屋の売却、取り壊し等を行った場合であっても、税金は1月1日の所有者に課税されます。

③ 納期について

納期は、5月、7月、12月、翌年2月の4回となっております。

(4) 土地の税金

① 地目

地目とは、田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目とは、登記簿上の地目にかかわらず、今年の1月1日(賦課期日)の現況によります。

② 地積

地積は、原則として登記簿に記載されている地積によります。

③ 土地の税額の算出は・・・

土地の税負担については、課税の公平及び簡素化の観点から「負担水準の均衡化」をより進める考え方を基本としながら、これまでの「負担調整措置」の内容を平成18年度から変更しました。従来は、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)の高い土地についてはその税負担を抑制しつつ、負担水準の低い土地については、負担水準のレベルごとに異なった乗率(負担調整率)を前年度の課税標準額に乗じるという複雑な方式でした。平成18年度から、本来の評価額の5%を前年度課税標準額に加算するという方式に一本化するなどによって、負担水準の低い土地の税負担の均衡化・適正化の促進を一層図る措置が導入されたと同時に、制度が簡素化されました。

ア 住宅用地には課税標準額の特例措置があります。

住宅用地(小規模住宅用地・一般住宅用地)および市街化区域農地については、税負担を軽減するため、別表1の特例措置による軽減がされております。

別表1

用地の種類	固定資産税の特例率	都市計画税の特例率
小規模住宅用地(住宅の敷地で1戸について200㎡までの土地)	評価額×1/6	評価額×1/3
一般住宅用地(住宅の敷地で1戸について200㎡を超え、住宅の床面積の10倍までの土地)	評価額×1/3	評価額×2/3
市街化区域農地	評価額×1/3	評価額×2/3

イ 負担水準により、次の措置があります。

「負担水準」とは・・・個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額} (\times \text{住宅用地特例率}(1/6 \text{ 又は } 1/3))}$$

別表2 負担調整措置

商業地等(非住宅用地)		住宅用地	
負担水準	負担調整措置	負担水準	負担調整措置
70%超	70%まで引下げ	100%以上	今年度評価額×特例率の100%
60%以上70%以下	前年度課税標準額に据置		
60%未満	$\begin{matrix} \text{前年度課税標準額} \\ + \\ \text{今年度評価額} \times 5\% \end{matrix}$ <small>※上の式が今年度評価額×60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%になります。</small>	100%未満	$\begin{matrix} \text{前年度課税標準額} \\ + \\ \text{今年度評価額} \times \text{特例率} \times 5\% \end{matrix}$ <small>※上の式が今年度評価額×特例率×100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%になります。</small>

※ 都市計画税についても、固定資産税と同様の措置となります。

※ 令和3年度は、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の額に据え置く特別な措置があります。

(5) 家屋の税金

① 評価のしくみ

家屋とは、住宅・店舗・工場・倉庫等の建物をいい、「固定資産(家屋)評価基準」に基づいて、再建築価格を基準に評価します。

② 家屋の評価

ア 新築家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

※ 再建築価格・・・評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

※ 経年減点補正率・・・家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等を表したものです。

イ 新築家屋以外の家屋(在来分家屋)の評価

評価額は、上記の新築家屋の評価と同様の算式により求めますが、再建築価格は、建築物価の変動分を考慮します。なお仮に、前年度の価額を超える場合でも、決定価額は上げられることなく、通常、前年度の価額に据え置かれます。(なお、増築又は損壊等がある家屋については、これらを考慮して再評価されます。)

$$\text{在来分家屋の再建築価格} = \text{前基準年度の再建築価格} \times \text{建築物価の変動割合}$$

③ 課税標準額の求め方

家屋の課税標準額(税率を掛ける数字)は、評価額と同じ額になります。

④ 新築住宅の軽減

次表の要件を満たす住宅については、新築後の一定期間固定資産税(但し、都市計画税は除く)が軽減されます。

面積要件

区分	床面積
専用住宅	床面積50㎡以上280㎡以下
併用住宅	居住部分の割合が1/2以上で床面積50㎡以上280㎡以下
共同住宅	1世帯50㎡以上280㎡以下(貸家の場合は40㎡以上280㎡以下)

軽減される期間と範囲

区分	期間	範囲
一般の住宅	新築後3年間	120㎡を限度とし1/2
3階建以上の中高層耐火住宅	新築後5年間	120㎡を限度とし1/2
認定長期優良住宅(一般)	新築後5年間	120㎡を限度とし1/2
認定長期優良住宅(3階建以上の中高層耐火住宅)	新築後7年間	120㎡を限度とし1/2

(6) 償却資産の税金

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外で事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む)をいいます。ただし、特許権、電話加入権など無形減価償却資産及び自動車税、軽自動車税の対象となるものは除かれます。

2. 固定資産税・都市計画税調定額の推移

		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
土地 (円)	固定資産税	3,543,715,600	3,573,597,000	3,580,777,500	3,575,323,700	3,552,419,000
	都市計画税	1,091,681,300	1,107,338,100	1,109,496,600	1,109,604,700	1,067,432,200
家屋 (円)	固定資産税	3,002,586,900	2,997,179,000	3,066,220,900	3,190,541,400	3,111,783,500
	都市計画税	646,901,400	652,589,900	668,805,200	700,181,800	658,296,900
償却資産 (円)	固定資産税	661,336,600	657,675,300	678,470,000	695,004,400	677,237,100
	都市計画税	—	—	—	—	—
合計	固定資産税	7,207,639,100	7,228,451,300	7,325,468,400	7,460,869,500	7,341,439,600
	都市計画税	1,738,582,700	1,759,928,000	1,778,301,800	1,809,786,500	1,725,729,100
納税義務者 (人)	固定資産税	47,389	47,998	48,417	49,047	49,590
	都市計画税	46,742	47,363	47,761	48,341	48,965

※ 各年度の「6月調定表:最終税額」による。

3. 土地概要の推移

年度		平成29年度			30年度		
区分	項目	地積 (㎡)	筆数	決定価格 (千円)	地積 (㎡)	筆数	決定価格 (千円)
		田	7,367	24	32,983	7,367	24
畑	1,542,080	2,277	18,759,809	1,503,827	2,203	17,979,475	
宅地	7,665,568	51,105	793,996,806	7,689,338	51,494	815,398,697	
山林	114,318	132	4,993,128	113,469	129	5,082,367	
雑種地	611,705	1,991	38,712,498	622,113	2,089	40,372,063	
合計	9,941,038	55,529	856,495,224	9,936,114	55,939	878,866,090	
納税義務者 (人)	個人	31,431			31,772		
	法人	735			776		

年度		令和元年度			2年度		
区分	項目	地積 (㎡)	筆数	決定価格 (千円)	地積 (㎡)	筆数	決定価格 (千円)
		田	6,739	23	33,428	6,739	23
畑	1,465,926	2,156	17,201,190	1,430,190	2,112	16,466,078	
宅地	7,746,989	52,001	821,356,523	7,778,099	52,541	825,102,684	
山林	110,832	127	4,956,148	105,738	120	4,707,940	
雑種地	601,263	1,976	38,506,243	596,449	1,966	38,006,465	
合計	9,931,749	56,283	882,053,532	9,917,215	56,762	884,316,595	
納税義務者 (人)	個人	32,048			32,435		
	法人	799			830		

年度		3年度		
区分	項目	地積 (㎡)	筆数	決定価格 (千円)
		田	6,739	23
畑	1,401,534	2,089	15,944,662	
宅地	7,796,014	52,996	838,605,729	
山林	102,286	117	4,540,114	
雑種地	599,430	1,956	38,871,531	
合計	9,906,003	57,181	897,995,187	
納税義務者 (人)	個人	32,858		
	法人	849		

※ 各年度の「固定資産概要調書」による。

4. 家屋概要の推移

区 分		年 度				
		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
棟数	木造	30,577	30,928	31,253	31,563	31,981
	木造以外	5,690	5,722	5,756	5,765	5,773
	計	36,267	36,650	37,009	37,328	37,754
床面積(㎡)	木造	3,004,610	3,044,608	3,077,255	3,107,759	3,150,783
	木造以外	2,685,956	2,736,968	2,745,108	2,785,548	2,803,612
	計	5,690,566	5,781,576	5,822,363	5,893,307	5,954,395
決定価格 (千円)	木造	89,650,939	87,672,254	91,797,557	96,100,648	93,796,121
	木造以外	136,325,277	140,129,960	141,671,713	146,781,438	146,857,861
	計	225,976,216	227,802,214	233,469,270	242,882,086	240,653,982
単位当たり 価格(円)	木造	29,838	28,796	29,831	30,923	29,769
	木造以外	50,755	51,199	51,609	52,694	52,382
	計	39,711	39,401	40,099	41,213	40,416
納税義務者(人)		41,863	42,563	43,053	43,659	44,360

※ 各年度の「固定資産概要調書」による。

5. 償却資産の決定価格の推移

(単位:千円)

区 分		年 度					
		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	
個人分	市 たが も評 の価	構築物	579,743	640,506	872,015	600,599	572,646
		機械及び装置	75,271	55,939	50,287	61,580	46,643
		船舶	0	0	0	0	0
		航空機	0	0	0	0	0
		車輛及び運搬具	1,730	6,237	5,270	3,862	2,859
		工具・器具及び備品	97,805	116,196	104,210	125,009	122,248
	総務大臣が配分したもの	0	0	0	0	0	
	都知事が配分したもの	0	0	0	0	0	
	計	754,549	818,878	1,031,782	791,050	744,396	
法人分	市 たが も評 の価	構築物	7,819,169	9,340,270	9,525,489	9,020,252	8,063,367
		機械及び装置	8,453,724	7,403,761	8,581,593	8,290,739	8,897,428
		船舶	0	0	0	0	0
		航空機	0	0	0	0	0
		車輛及び運搬具	98,289	72,139	71,561	79,993	63,070
		工具・器具及び備品	8,374,054	7,684,370	7,950,809	9,907,937	9,598,425
	総務大臣が配分したもの	23,553,235	22,845,226	22,944,297	22,582,827	22,974,238	
	都知事が配分したもの	0	0	0	3,107	3,102	
	計	48,298,471	47,345,766	49,073,749	49,884,855	49,599,630	
合計	市 たが も評 の価	構築物	8,398,912	9,980,776	10,397,504	9,620,851	8,636,013
		機械及び装置	8,528,995	7,459,700	8,631,880	8,352,319	8,944,071
		船舶	0	0	0	0	0
		航空機	0	0	0	0	0
		車輛及び運搬具	100,019	78,376	76,831	83,855	65,929
		工具・器具及び備品	8,471,859	7,800,566	8,055,019	10,032,946	9,720,673
	総務大臣が配分したもの	23,553,235	22,845,226	22,944,297	22,582,827	22,974,238	
	都知事が配分したもの	0	0	0	3,107	3,102	
	計	49,053,020	48,164,644	50,105,531	50,675,905	50,344,026	
納税 義務者 (人)	個人	461	466	447	383	395	
	法人	2,385	2,378	2,428	2,487	2,515	
	計	2,846	2,844	2,875	2,870	2,910	

※ 各年度の「固定資産概要調書」による。

VIII 軽自動車税(種別割)

1. 軽自動車税(種別割)の概要

軽自動車税(種別割)は、所有している軽自動車等に対し、その車両の主たる定置場の区市町村より課税されるものです。

(1) 納税義務者

その年の4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車等を所有している方が納税義務者となります。所有権留保付売買で取得した車両等、使用者が納税義務者となる場合もあります。

(2) 税額

税額は次のとおりです。

■原動機付自転車及び二輪車等

車種		税額(年額)
原動機付自転車	総排気量50cc以下	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二輪の軽自動車	総排気量125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量250cc超	6,000円

■三輪・四輪以上の軽自動車

車種	税額(年額)				
	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	重課税額 (最初の新規検査から13年経過した車両)		
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

重課税額の適用年度は次のとおりです。

初度検査年月(車検証に記載)	適用開始年度
～平成14年12月	平成28年度～
平成15年1月～平成16年3月	平成29年度～
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度～
平成17年4月～平成18年3月	令和元年度～
平成18年4月～平成19年3月	令和2年度～
平成19年4月～平成20年3月	令和3年度～

※電気軽自動車等(動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車)については、重課税の対象外となります。

■軽四輪等の税額の特例措置(グリーン化特例)

排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両(新車に限る)を対象に、税額を軽減する特例措置(グリーン化特例)が実施されています。車両を取得した日の属する年度の翌年度のみ、軽自動車税(種別割)が軽減されます。

車種		税額(年額)			
		①概ね75%軽減	②概ね50%軽減	③概ね25%軽減	
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

グリーン化特例適用基準は次の通りです。

(1) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両

基準			軽減率
電気自動車及び天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制に適合)			①概ね75%軽減
平成17年排出ガス基準 75%低減達成車 (☆☆☆☆) 又は 平成30年排出ガス基準 50%低減達成車 (☆☆☆☆)	乗用	令和2年度燃費基準値より 30%以上燃費性能の良い車両	②概ね50%軽減
	貨物用	平成27年度燃費基準値より 35%以上燃費性能の良い車両	
	乗用	令和2年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良い車両	③概ね25%軽減
	貨物用	平成27年度燃費基準値より 15%以上燃費性能の良い車両	

※平成32年度燃費基準は、令和2年度燃費基準と同様の扱いとなります。

(2) 令和3年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両

基準			軽減率
電気自動車及び天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制に適合)			①概ね75%軽減
平成17年排出ガス基準 75%低減達成車 (☆☆☆☆) 又は 平成30年排出ガス基準 50%低減達成車 (☆☆☆☆)	営業用乗用	令和2年度燃費基準値達成 かつ 令和12年度燃費基準90%達成車	②概ね50%軽減
		令和2年度燃費基準値達成 かつ 令和12年度燃費基準70%達成車	③概ね25%軽減

※平成32年度燃費基準は、令和2年度燃費基準と同様の扱いとなります。

2. 軽自動車税(種別割)の課税状況

(単位:台・円)

車種		年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
原動機付自転車	50cc以下	台数	4,209	4,018	3,852	3,716	3,602
		調定額	8,418,000	8,036,000	7,704,000	7,432,000	7,204,000
	50cc超 90cc以下	台数	396	381	390	378	370
		調定額	792,000	762,000	780,000	756,000	740,000
	90cc超 125cc以下	台数	1,771	1,793	1,851	1,906	2,001
		調定額	4,250,400	4,303,200	4,442,400	4,574,400	4,802,400
	ミニカー	台数	86	95	104	98	117
		調定額	318,200	351,500	384,800	362,600	432,900
	小計	台数	6,462	6,287	6,197	6,098	6,090
		調定額	13,778,600	13,452,700	13,311,200	13,125,000	13,179,300
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪	台数	1,661	1,677	1,669	1,690	1,689
		調定額	5,979,600	6,037,200	6,008,400	6,084,000	6,080,400
	旧税率	台数	1	1	1	1	1
		調定額	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
	新税率	台数	0	0	0	0	0
		調定額	0	0	0	0	0
	重課	台数	0	0	0	1	2
		調定額	0	0	0	4,600	9,200
	75%軽減	台数	0	0	0	0	0
		調定額	0	0	0	0	0
	50%軽減	台数	0	0	0	0	0
		調定額	0	0	0	0	0
	25%軽減	台数	0	0	0	0	0
		調定額	0	0	0	0	0
	三輪車 計	台数	1	1	1	2	3
		調定額	3,100	3,100	3,100	7,700	12,300

車種			年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度		
軽自動車及び小型特殊自動車	四輪	旧税率	乗用	営業用	台数	0	0	0	0	0
				調定額	0	0	0	0	0	
			自家用	台数	6,983	6,262	5,554	4,829	4,244	
				調定額	50,277,600	45,086,400	39,988,800	34,768,800	30,556,800	
			貨物	営業用	台数	204	205	190	175	159
				調定額	612,000	615,000	570,000	525,000	477,000	
		自家用	台数	1,782	1,550	1,359	1,172	956		
			調定額	7,128,000	6,200,000	5,436,000	4,688,000	3,824,000		
		小計	台数	8,969	8,017	7,103	6,176	5,359		
			調定額	58,017,600	51,901,400	45,994,800	39,981,800	34,857,800		
		新税率	乗用	営業用	台数	0	0	0	0	0
				調定額	0	0	0	0	0	
	自家用		台数	915	1,807	2,485	3,265	4,019		
			調定額	9,882,000	19,515,600	26,838,000	35,262,000	43,405,200		
	貨物		営業用	台数	35	60	86	140	200	
			調定額	133,000	228,000	326,800	532,000	760,000		
	自家用	台数	308	503	686	875	1,097			
		調定額	1,540,000	2,515,000	3,430,000	4,375,000	5,485,000			
	小計	台数	1,258	2,370	3,257	4,280	5,316			
		調定額	11,555,000	22,258,600	30,594,800	40,169,000	49,650,200			
	重課	乗用	営業用	台数	0	0	0	0	0	
				調定額	0	0	0	0	0	
			自家用	台数	1,652	1,841	2,018	2,200	2,352	
				調定額	21,310,800	23,748,900	26,032,200	28,380,000	30,340,800	
貨物		営業用	台数	46	51	66	54	72		
			調定額	207,000	229,500	297,000	243,000	324,000		
		自家用	台数	795	803	821	826	866		
			調定額	4,770,000	4,818,000	4,926,000	4,956,000	5,196,000		
小計		台数	2,493	2,695	2,905	3,080	3,290			
		調定額	26,287,800	28,796,400	31,255,200	33,579,000	35,860,800			

車種			年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度		
軽自動車及び小型特殊自動車	四輪	75%軽減	乗用	営業用	台数	0	0	0	0	0
				調定額	0	0	0	0	0	
			自家用	台数	0	0	0	0	0	
				調定額	0	0	0	0	0	
			貨物	営業用	台数	0	0	0	0	
				調定額	0	0	0	0	0	
		自家用	台数	0	0	0	0	0		
			調定額	0	0	0	0	0		
		小計	台数	0	0	0	0	0		
			調定額	0	0	0	0	0		
		50%軽減	乗用	営業用	台数	0	0	0	0	0
				調定額	0	0	0	0	0	
	自家用		台数	209	113	121	90	59		
			調定額	1,128,600	610,200	653,400	486,000	318,600		
	貨物		営業用	台数	0	0	0	0		
			調定額	0	0	0	0	0		
	自家用	台数	0	0	0	0	0			
		調定額	0	0	0	0	0			
	小計	台数	209	113	121	90	59			
		調定額	1,128,600	610,200	653,400	486,000	318,600			
	25%軽減	乗用	営業用	台数	0	0	0	0	0	
			調定額	0	0	0	0	0		
		自家用	台数	320	269	361	346	350		
			調定額	2,592,000	2,178,900	2,924,100	2,802,600	2,835,000		
		貨物	営業用	台数	12	7	12	8	8	
			調定額	34,800	20,300	34,800	23,200	23,200		
		自家用	台数	62	36	74	51	38		
			調定額	235,600	136,800	281,200	193,800	144,400		
小計		台数	394	312	447	405	396			
		調定額	2,862,400	2,336,000	3,240,100	3,019,600	3,002,600			
四輪車 計		台数	13,323	13,507	13,833	14,031	14,420			
		調定額	99,851,400	105,902,600	111,738,300	117,235,400	123,690,000			

車種		年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
		小型軽自動車及び特殊自動車	農耕作業用	台数	152	155	154
調定額	364,800			372,000	369,600	376,800	372,000
その他	台数		62	65	67	70	71
	調定額		365,800	383,500	395,300	413,000	418,900
小計	台数		15,199	15,405	15,724	15,950	16,338
	調定額		106,564,700	112,698,400	118,514,700	124,116,900	130,573,600
二輪の小型自動車	台数		1,716	1,680	1,729	1,736	1,763
	調定額		10,296,000	10,080,000	10,374,000	10,416,000	10,578,000
合計	台数		23,377	23,372	23,650	23,784	24,191
	前年比(%)		0.6	▲ 0.0	▲ 0.0	0.6	1.7
	調定額	130,639,300	136,231,100	142,199,900	147,657,900	154,330,900	
	前年比(%)	24.1	4.3	4.4	3.8	4.5	

※ 各年度の「6月末調定」による。

Ⅸ 軽自動車税(環境性能割)

1. 軽自動車税(環境性能割)の概要

令和元年10月1日に、都税である自動車取得税が廃止され、軽自動車税(環境性能割)が導入されました。

軽自動車税(環境性能割)は軽自動車取得時に課税され、税率は燃費基準値達成度等に応じて決定されます。

(1) 納税義務者

新車・中古車を問わず、購入価格が50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した方が納税義務者となります。

(2) 税額

軽自動車の取得金額に対し、下記の表に示す税率を乗じた額が課税額となります。

なお、消費税率の引き上げに伴う臨時的軽減、および新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用の軽自動車は、税率が1%軽減されます。

【軽乗用車】

区 分			税 率		
			自家用		営業用
			取得日		
			令和元年 10月1日 ~ 令和3年 12月31日	令和4年 1月1日~	令和元年 10月1日~
電気自動車及び天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制に適合する車両)				非課税	非課税
ガソリン車 (ハイブリッド 車含む)	平成17年排出ガス基準75%低減達成車 (☆☆☆☆) 又は 平成30年排出ガス基準50%低減達成車 (☆☆☆☆)	令和2年度燃費基準値達成かつ 令和12年度燃費基準75% 達成車	非課税	非課税	非課税
		令和2年度燃費基準値達成かつ 令和12年度燃費基準60% 達成車			
		令和12年度燃費基準55% 達成車	1%	2%	1%
	上記以外				2%

※平成32年度燃費基準は、令和2年度燃費基準と同様の扱いとなります。

【軽量車(車両総重量2.5トン以下のトラック)】

区 分			税 率	
			自家用	営業用
			取得日	
			令和元年 10月1日～	令和元年 10月1日～
電気自動車及び天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制に適合する車両)			非課税	非課税
ガソリン車 (ハイブリッド車含む)	平成17年排出ガス基準75%低減達成車(☆☆☆☆)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準値より25%達成車	非課税	非課税
		平成27年度燃費基準値より20%達成車	1%	0.5%
		平成27年度燃費基準値より15%達成車	2%	1%
	上記以外	2%		

2. 令和2年度 軽自動車税(環境性能割)の課税状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
台数	31	39	15	23	30	24
調定額	543,100	703,100	219,400	402,400	521,200	438,000

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
台数	41	42	50	35	31	26
調定額	731,200	725,900	853,900	611,500	535,100	413,200

	合計
台数	387
調定額	6,698,000

X 市たばこ税

1. 市たばこ税の概要

市たばこ税は、製造たばこの「消費」に対して課税します。たばこにかかる税金には国税と地方税があり、地方税では都道府県税と市町村税に分かれています。また、輸入たばこについても、国産たばこと同様に課税されています。

(1) 納税義務者

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)又は卸売販売業者で、これらの者が小売業者もしくは消費者などに売り渡した場合に、その卸売販売業者などが申告納付します。しかし、税金の実質的な負担者は消費者です。

(2) 計算方法

計算方法は次のとおりです。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{市たばこ税額} \\ \text{(一円未満切捨)} \end{array}} = \boxed{\text{売渡し等をした製造たばこの本数}} \times \boxed{\text{税率}}$$

(3) 税率

税率は次のとおりに定められています。

1,000本につき

税率 区分	平成25年 4月1日～	平成28年 4月1日～	平成29年 4月1日～	平成30年 4月1日～	平成30年 10月1日～	令和元年 10月1日～	令和2年 10月1日～	令和3年 10月1日～
旧3級品以外 のたばこ	5,262円				5,692円		6,122円	6,552円
旧3級品 のたばこ	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円		5,692円		

(4) 申告と納付

1か月分の製造たばこの品目ごとの売渡し本数をまとめて税額を計算し、翌月末までに申告して納めます。

2. 市たばこ税の調定状況

区分		年度				
		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
課税標準数量	旧3級品以外(本)	134,627,688	125,988,988	125,922,736	118,227,827	122,461,197
	旧3級品(本)	7,213,420	6,057,740	4,745,871	2,389,455	
	計	141,841,108	132,046,728	130,668,607	120,617,282	122,461,197
調定額(円)		729,206,450	682,374,236	668,757,637	682,304,541	686,485,279
対前年比(%)		▲ 1.8	▲ 6.4	▲ 2.0	2.0	0.6
税率 (1,000本)	旧3級品以外(円)	5,262	5,262	5,262 (10月~5,692)	5,692	5,692 (10月~6,122)
	旧3級品(円)	2,925	3,355	4,000	4,000 (10月~5,692)	

※ 各年度の「市たばこ調定表」による。

3. 市たばこ税の月別調定額

(単位:円)

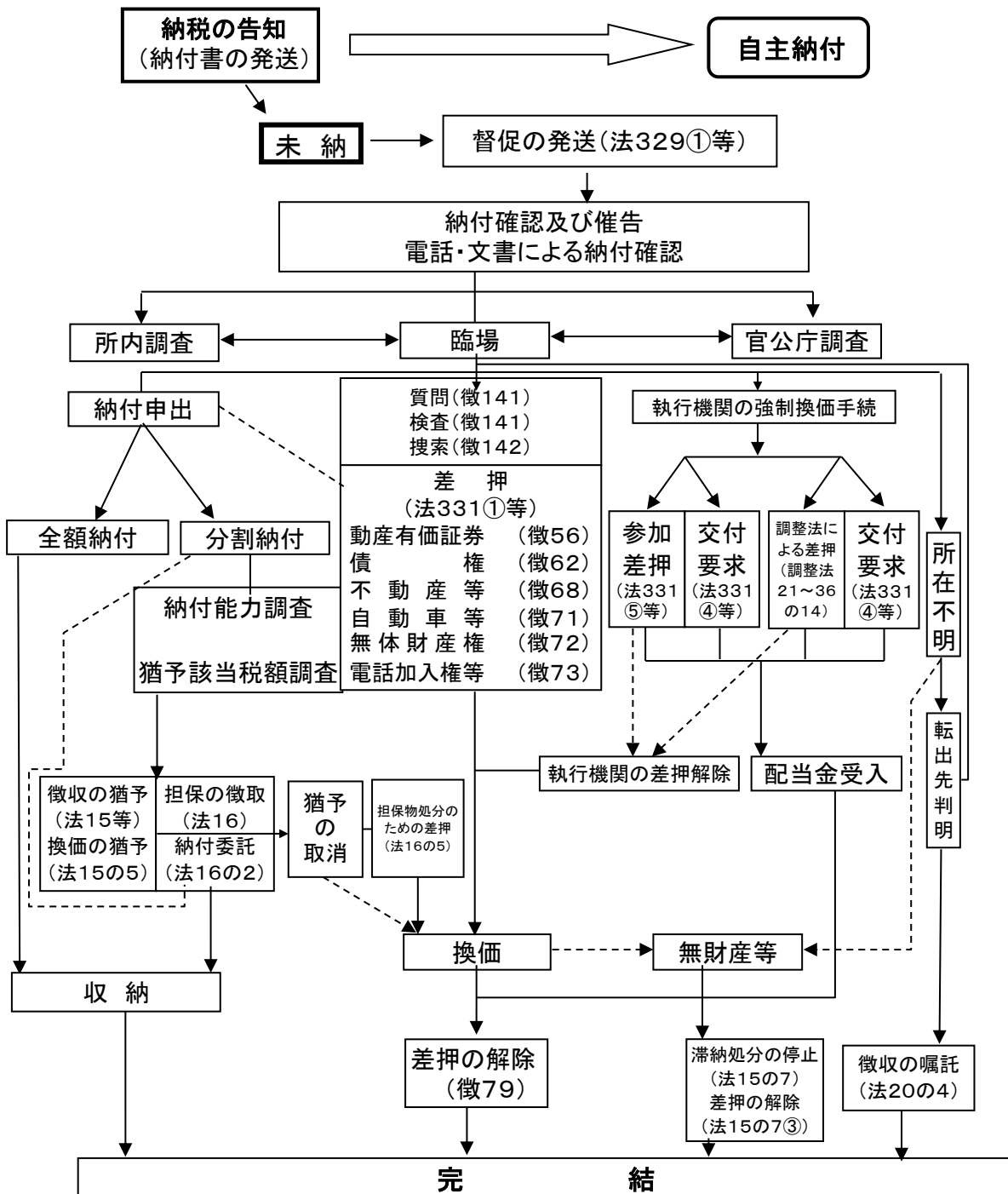
年度 月別	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
4月	68,355,577	58,826,772	57,131,755	55,113,398	55,941,065
5月	58,151,257	58,608,537	50,439,528	56,490,260	54,095,037
6月	62,026,290	59,810,181	58,676,738	57,299,704	56,279,727
7月	60,185,131	58,845,071	54,917,767	56,696,420	57,685,749
8月	63,650,160	59,935,733	55,517,872	59,243,623	57,387,841
9月	62,155,522	61,490,278	54,936,478	61,187,890	57,542,378
10月	61,876,046	58,888,395	73,635,651	59,746,760	77,170,471
11月	60,597,826	56,167,161	43,541,780	55,705,480	48,251,179
12月	58,860,002	52,947,462	53,086,017	55,583,260	50,802,613
1月	66,447,648	58,863,819	58,429,673	57,943,450	64,129,300
2月	53,937,052	49,389,201	54,729,325	52,442,292	53,002,976
3月	52,963,939	48,601,626	53,715,053	54,852,004	54,196,943
合計	729,206,450	682,374,236	668,757,637	682,304,541	686,485,279

※ 各月の「市たばこ調定表」による。

XI 徴収関係

1. 収納課の概要

収納課では主に皆様から納めていただく税金の収納・管理を行っています。また、納期を過ぎ、滞納となった方へ文書、電話等による督促や、それでもご納付いただけない方への差押処分を行っています。また収納課は市税の徴収の他、国民健康保険税等も合わせて徴収しています。(一部国民健康保険税も含めたデータがあります)



※カッコ内は根拠条文 「法」…地方税法、「徴」…国税徴収法、「調整法」…滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律

2. 市税の滞納整理状況

(1) 徴収実績

① 現年課税分

平成28年度

	調定額(円)	収入額(円)	未収入額(円)	収納率(%)
市民税(個人)	9,248,947,620	9,114,017,069	132,336,604	98.5
都民税(個人)	6,103,047,482	6,014,011,672	87,324,157	98.5
法人市民税	811,052,800	805,743,100	6,057,800	99.3
固定・都市計画税	8,859,380,600	8,788,358,592	71,029,100	99.2
軽自動車税	125,394,100	122,284,433	3,148,067	97.5
たばこ税	729,206,450	729,206,450	0	100.0
合計	25,877,029,052	25,573,621,316	299,895,728	98.8

29年度

	調定額(円)	収入額(円)	未収入額(円)	収納率(%)
市民税(個人)	9,329,318,854	9,226,747,519	102,637,971	98.9
都民税(個人)	6,154,205,426	6,086,542,925	67,706,458	98.9
法人市民税	1,081,991,900	1,079,375,000	4,788,200	99.8
固定・都市計画税	8,950,495,900	8,893,758,382	56,872,710	99.4
軽自動車税	130,574,900	127,972,800	2,640,500	98.0
たばこ税	682,374,236	682,374,236	0	100.0
合計	26,328,961,216	26,096,770,862	234,645,839	99.1

30年度

	調定額(円)	収入額(円)	未収入額(円)	収納率(%)
市民税(個人)	9,467,173,645	9,375,319,276	93,729,398	99.0
都民税(個人)	6,246,342,755	6,185,738,196	61,841,683	99.0
法人市民税	922,804,700	920,418,841	5,108,459	99.7
固定・都市計画税	9,012,012,300	8,962,312,231	49,576,534	99.4
軽自動車税	136,153,300	133,750,095	2,469,405	98.2
たばこ税	668,757,637	668,760,977	0	100.0
合計	26,453,244,337	26,246,299,616	212,725,479	99.2

令和元年度

	調定額(円)	収入額(円)	未収入額(円)	収納率(%)
市民税(個人)	9,539,828,833	9,436,795,794	106,422,209	98.9
都民税(個人)	6,293,911,967	6,225,935,810	70,212,164	98.9
法人市民税	852,145,200	846,052,347	7,417,953	99.3
固定・都市計画税	9,103,867,600	9,037,892,915	66,953,550	99.3
軽自動車税	143,621,200	140,960,467	2,758,633	98.1
たばこ税	682,304,541	682,304,541	0	100.0
合計	26,615,679,341	26,369,941,874	253,764,509	99.1

2年度

	調定額(円)	収入額(円)	未収入額(円)	収納率(%)
市民税(個人)	9,677,567,561	9,574,353,440	105,587,025	98.9
都民税(個人)	6,384,811,892	6,316,715,984	69,661,439	98.9
法人市民税	652,530,400	645,047,900	7,810,500	98.9
固定・都市計画税	9,274,591,500	9,199,300,738	75,470,527	99.2
軽自動車税	154,017,400	152,067,400	2,024,900	98.7
たばこ税	686,485,279	686,485,279	0	100.0
合計	26,830,004,032	26,573,970,741	260,554,391	99.0

② 滞納繰越分

平成28年度

区分	調定額(円)	収入額(円)	未収入額(円)	収納率(%)
市民税(個人)	401,049,161	114,419,796	198,704,778	28.5
都民税(個人)	264,637,880	75,501,492	131,118,143	28.5
法人市民税	15,085,129	3,855,249	10,516,880	25.6
固定・都市計画税	167,962,787	66,743,086	68,579,331	39.7
軽自動車税	6,563,336	1,827,670	3,645,732	27.8
合計	855,298,293	262,347,293	412,564,864	30.7

29年度

区分	調定額(円)	収入額(円)	未収入額(円)	収納率(%)
市民税(個人)	330,014,129	97,251,932	161,025,807	29.5
都民税(個人)	217,698,053	64,153,475	106,222,762	29.5
法人市民税	17,035,580	2,694,786	12,419,594	15.8
固定・都市計画税	139,608,431	65,823,995	65,852,708	47.1
軽自動車税	6,787,799	2,006,460	3,852,242	29.6
合計	711,143,992	231,930,648	349,373,113	32.6

30年度

区分	調定額(円)	収入額(円)	未収入額(円)	収納率(%)
市民税(個人)	263,110,651	98,471,778	109,327,481	37.4
都民税(個人)	173,597,647	64,970,641	72,133,152	37.4
法人市民税	17,217,494	4,725,433	8,320,382	27.4
固定・都市計画税	122,723,818	64,626,763	46,711,452	52.7
軽自動車税	6,417,542	2,287,131	3,209,509	35.6
合計	583,067,152	235,081,746	239,701,976	40.3

令和元年度

区分	調定額(円)	収入額(円)	未収入額(円)	収納率(%)
市民税(個人)	202,485,088	86,879,532	96,829,711	42.9
都民税(個人)	133,589,726	57,318,848	63,883,513	42.9
法人市民税	13,339,941	5,470,567	4,988,905	41.0
固定・都市計画税	96,287,986	47,589,265	43,550,613	49.4
軽自動車税	5,642,914	1,880,715	3,175,954	33.3
合計	451,345,655	199,138,927	212,428,696	44.1

2年度

区分	調定額(円)	収入額(円)	未収入額(円)	収納率(%)
市民税(個人)	202,615,968	79,242,549	106,039,868	39.1
都民税(個人)	133,676,629	52,280,557	69,960,219	39.1
法人市民税	12,372,858	6,267,927	5,845,101	50.7
固定・都市計画税	110,286,463	57,921,381	47,922,426	52.5
軽自動車税	5,419,658	1,870,081	3,076,745	34.5
合計	464,371,576	197,582,495	232,844,359	42.5

(2) 差押処分状況

平成28年度

区	分	滞納税額 (円)	納人 (人)
不	動産(差押)	21,361,713	26
不	動産(参加差押)	10,552,310	8
債	権等	232,482,053	679
合	計	264,396,076	713

29年度

区	分	滞納税額 (円)	納人 (人)
不	動産(差押)	12,626,926	16
不	動産(参加差押)	7,917,734	4
債	権等	219,969,828	645
合	計	240,514,488	665

30年度

区	分	滞納税額 (円)	納人 (人)
不	動産(差押)	21,531,599	21
不	動産(参加差押)	11,721,173	4
債	権等	299,375,262	949
合	計	332,628,034	974

令和元年度

区	分	滞納税額 (円)	納人 (人)
不	動産(差押)	4,146,661	6
不	動産(参加差押)	1,947,394	2
債	権等	253,621,421	961
合	計	259,715,476	969

2年度

区	分	滞納税額 (円)	納人 (人)
不	動産(差押)	3,889,400	3
不	動産(参加差押)	0	0
債	権等	153,391,990	505
合	計	157,281,390	508

※ 税額には、都民税・国民健康保険税を含む。

(3) 交付要求

	税額 (円)	納人 (人)
平成28年度	17,975,934	49
29年度	15,788,973	54
30年度	14,550,392	66
令和元年度	30,872,795	75
2年度	26,921,317	54

※ 税額には、都民税・国民健康保険税を含む。

(4) 不納欠損処分及び執行停止状況

平成28年度

区	分	税 額 (円)	件 数 (件)	納 人 (人)
	地方税法第15条の7第1項の規定による	83,272,653	5,308	2,289
	地方税法第15条の7第4項の規定による	50,964,317	2,962	1,124
	地方税法第15条の7第5項の規定による	70,355,984	3,022	1,019
	地方税法第18条の規定による	8,127,833	533	213

29年度

区	分	税 額 (円)	件 数 (件)	納 人 (人)
	地方税法第15条の7第1項の規定による	37,810,852	2,612	1,084
	地方税法第15条の7第4項の規定による	33,458,593	2,144	839
	地方税法第15条の7第5項の規定による	49,432,799	2,733	978
	地方税法第18条の規定による	3,298,243	237	103

30年度

区	分	税 額 (円)	件 数 (件)	納 人 (人)
	地方税法第15条の7第1項の規定による	28,415,653	1,707	614
	地方税法第15条の7第4項の規定による	26,670,047	1,896	738
	地方税法第15条の7第5項の規定による	45,011,041	2,576	935
	地方税法第18条の規定による	3,419,438	216	86

令和元年度

区	分	税 額 (円)	件 数 (件)	納 人 (人)
	地方税法第15条の7第1項の規定による	32,063,566	1,914	689
	地方税法第15条の7第4項の規定による	5,628,492	480	201
	地方税法第15条の7第5項の規定による	23,052,540	1,407	533
	地方税法第18条の規定による	1,376,907	79	30

2年度

区	分	税 額 (円)	件 数 (件)	納 人 (人)
	地方税法第15条の7第1項の規定による	38,523,074	2,488	940
	地方税法第15条の7第4項の規定による	2,190,707	108	52
	地方税法第15条の7第5項の規定による	18,420,109	1,105	387
	地方税法第18条の規定による	4,199,025	292	103

(5) 督促状発行状況（現年課税分）

平成28年度

区分	調定件数(A)(件)	督促状	
		発行数(B)(通)	発行割合(B/A)(%)
市・都民税(普徴)	89,618	20,156	22.5
市・都民税(特徴)	184,127	4,115	2.2
法人市民税	3,846	258	6.7
固定・都市計画税	188,066	17,031	9.1
軽自動車税	23,524	3,516	14.9
合計	489,181	45,076	9.2

29年度

区分	調定件数(A)(件)	督促状	
		発行数(B)(通)	発行割合(B/A)(%)
市・都民税(普徴)	78,839	17,836	22.6
市・都民税(特徴)	200,100	4,745	2.4
法人市民税	3,856	219	5.7
固定・都市計画税	189,162	16,288	8.6
軽自動車税	23,363	3,365	14.4
合計	495,320	42,453	8.6

30年度

区分	調定件数(A)(件)	督促状	
		発行数(B)(通)	発行割合(B/A)(%)
市・都民税(普徴)	78,603	17,170	21.8
市・都民税(特徴)	206,338	4,959	2.4
法人市民税	3,965	201	5.1
固定・都市計画税	191,630	16,308	8.5
軽自動車税	23,358	3,254	13.9
合計	503,894	41,892	8.3

令和元年度

区分	調定件数(A)(件)	督促状	
		発行数(B)(通)	発行割合(B/A)(%)
市・都民税(普徴)	78,283	17,549	22.4
市・都民税(特徴)	209,071	5,066	2.4
法人市民税	3,989	231	5.8
固定・都市計画税	193,252	16,768	8.7
軽自動車税	23,733	3,162	13.3
合計	508,328	42,776	8.4

2年度

区分	調定件数(A)(件)	督促状	
		発行数(B)(通)	発行割合(B/A)(%)
市・都民税(普徴)	79,504	15,862	20.0
市・都民税(特徴)	212,928	4,769	2.2
法人市民税	3,890	190	4.9
固定・都市計画税	195,736	15,288	7.8
軽自動車税	24,119	2,654	11.0
合計	516,177	38,763	7.5

(6) 納付催告書発行状況

平成28年度 (単位:通)

区分	月別	納付催告書				計
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
現年課税分		4,472	5,433	5,815	7,703	23,423
滞納繰越分		0	4,340	3,808	0	8,148
合計		4,472	9,773	9,623	7,703	31,571

29年度 (単位:通)

区分	月別	納付催告書				計
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
現年課税分		3,324	5,938	5,013	6,271	20,546
滞納繰越分		0	4,673	3,482	0	8,155
合計		3,324	10,611	8,495	6,271	28,701

30年度 (単位:通)

区分	月別	納付催告書				計
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
現年課税分		4,623	5,084	4,692	5,985	20,384
滞納繰越分		0	4,000	2,733	0	6,733
合計		4,623	9,084	7,425	5,985	27,117

令和元年度 (単位:通)

区分	月別	納付催告書				計
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
現年課税分		3,674	6,141	4,766	7,533	22,114
滞納繰越分		0	3,844	2,337	0	6,181
合計		3,674	9,985	7,103	7,533	28,295

2年度 (単位:通)

区分	月別	納付催告書				計
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
現年課税分		15	1,759	5,344	3,014	10,132
滞納繰越分		0	1,369	3,593	0	4,962
合計		15	3,128	8,937	3,014	15,094

※ 国民健康保険税を含む。

3. 庶務関係

(1) 納税証明発行状況

平成28年度 (単位:通)

月 別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
通 数	231	219	542	222	227	264
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
245	281	205	281	296	358	3,371

29年度 (単位:通)

月 別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
通 数	290	194	593	227	278	239
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
297	257	237	301	307	345	3,565

30年度 (単位:通)

月 別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
通 数	234	188	503	199	204	190
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
212	243	205	245	238	280	2,941

令和元年度 (単位:通)

月 別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
通 数	238	270	586	295	230	270
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
273	284	255	321	282	363	3,667

2年度 (単位:通)

月 別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
通 数	460	255	624	290	274	259
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
260	246	269	272	293	372	3,874

※ 国民健康保険税を含む。

(2) 市税過誤納還付状況

平成28年度 (単位:件)

区 分	市・都民税	法人市民税	固定・都市計画税	軽自動車税	合 計
歳 入	3,003	198	261	72	3,534
歳 出	1,157	163	56	16	1,392
合 計	4,160	361	317	88	4,926

29年度 (単位:件)

区 分	市・都民税	法人市民税	固定・都市計画税	軽自動車税	合 計
歳 入	3,243	162	269	52	3,726
歳 出	1,032	177	97	25	1,331
合 計	4,275	339	366	77	5,057

30年度 (単位:件)

区 分	市・都民税	法人市民税	固定・都市計画税	軽自動車税	合 計
歳 入	3,723	212	233	102	4,270
歳 出	1,133	302	83	21	1,539
合 計	4,856	514	316	123	5,809

令和元年度 (単位:件)

区 分	市・都民税	法人市民税	固定・都市計画税	軽自動車税	合 計
歳 入	3,804	208	257	78	4,347
歳 出	1,098	224	61	5	1,388
合 計	4,902	432	318	83	5,735

2年度 (単位:件)

区 分	市・都民税	法人市民税	固定・都市計画税	軽自動車税	合 計
歳 入	4,229	220	297	103	4,849
歳 出	1,100	215	41	15	1,371
合 計	5,329	435	338	118	6,220

(3)市税口座振替利用状況

平成28年度

区 分	税 額 (円)	件 数 (件)	納 人 (人)
市・都民税(普徴)	1,523,797,902	25,600	6,686
固定・都市計画税	4,414,983,500	94,528	23,911
軽自動車税	8,054,800	1,466	1,466
合 計	5,946,836,202	121,594	32,063

29年度

区 分	税 額 (円)	件 数 (件)	納 人 (人)
市・都民税(普徴)	1,462,039,101	22,482	5,911
固定・都市計画税	4,800,449,401	100,946	23,974
軽自動車税	8,407,000	1,500	1,500
合 計	6,270,895,502	124,928	31,385

30年度

区 分	税 額 (円)	件 数 (件)	納 人 (人)
市・都民税(普徴)	1,443,355,618	22,331	5,896
固定・都市計画税	4,465,687,200	96,194	24,300
軽自動車税	9,131,400	1,546	1,546
合 計	5,918,174,218	120,071	31,742

令和元年度

区 分	税 額 (円)	件 数 (件)	納 人 (人)
市・都民税(普徴)	1,356,700,441	22,256	5,789
固定・都市計画税	4,536,722,500	97,441	24,641
軽自動車税	9,268,900	1,548	1,548
合 計	5,902,691,841	121,245	31,978

2年度

区 分	税 額 (円)	件 数 (件)	納 人 (人)
市・都民税(普徴)	1,457,794,047	22,548	5,776
固定・都市計画税	4,719,648,400	99,861	25,228
軽自動車税	9,954,700	1,598	1,598
合 計	6,187,397,147	124,007	32,602

市 税 概 要
(令和3年度版)
令和3年12月発行

編集発行 東村山市市民部課税課・収納課
所在地 東村山市本町1-2-3
電話 042-393-5111 (代表)